産研論集 21(1999.3)



コミュニティ・ケアと協同組合 - イギリスの事例から学ぶ-

中 川 雄一郎

はじめに

本稿の目的は、高齢者や障害者の介護をは じめ雇用の創出や仕事おこし、といったコミ ユニティに基礎をおく「福祉事業」にもっと も適切な「組織文化」は、非営利・協同に基 づく「社会的経済」セクターの「協同組織文 化」であることを、イギリスにおけるコミュ ニティ協同組合の事例を通して検証すること である。1990年代初期以来、イギリスではコ ミュニティ協同組合による先進的で革新的な 「福祉事業」の経験と実践が注目されるように なってきているが、それらの経験や実践は、 現に高齢社会の只中にあるわが国において 「福祉事業」に関わりかつ社会的経済セクター を構成している生活協同組合,農業協同組合, 労働者協同組合、共済組合などさまざまな協 同組織に大きな示唆を与えると思われる。

イギリスにおけるコミュニティ協同組合の 展開と成長についての詳細は『労働者協同組 合の新地平:社会的経済の現代的再生』(日本 経済評論社,1996年)を参照していただくと して,ここでは,高齢者や障害者のケア協同 組合,雇用や仕事おこしのコミュニティ協同 組合(ケア協同組合を含む)が「福祉事業」 の展開を通してコミュニティの社会的,経済 的再生のイニシアティヴを取っていること, またケア・サービスを供給するコミュニティ 協同組合やケア協同組合が1990年代初期以来 創設・成長してきた契機は,保守党政府によ って提案され,1990年に成立した「コミュニ ティ・ケア法」にあったこと,さらにこれら のコミュニティ協同組合やケア協同組合が現 にコミュニティ・ケア法の弱点を埋め,利用 者のためのケア・サービスを遂行しているこ とだけを指摘しておく。

ところで,総務庁の発表によると,わが国 の65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2049 万人(1998年9月)となり、総人口の16.2% を占め、また男女別では男性が851万人、女性 は男性の約1.4倍の1,198万人に達している。 さらにわが国の高齢化率は,2005年に19.1%, 2015年に24.1%,そして2025年には25.8%に 達すると予測されている。2025年にわが国は 「4人に1人が65歳以上の高齢者」となる超 高齢社会を迎えるのである。この予測に基づ くと、2025年におけるわが国の高齢化率は欧 米諸国の水準を上回って(イギリス19.5%, スウェーデン20.9%,フランス21.2%,ドイ ツ20.5%,アメリカ18.5%)世界一となり, また高齢化のスピードも欧米諸国をはるかに 上回り(欧米諸国では高齢化率が7%から14% になるのに70年~100年を要したのに、日本は わずか24年でその水準に達した),その上,虚 弱・寝たきり・痴呆症などで介護を必要とす る高齢者は、1993年に約200万人であったの が、2025年には約520万人にも及ぶと予測され ている。しかも、これらの数字の対極には、 いわゆる「少子化」現象が予測されているの であるから、少なくとも2010年前後には、わ が国の現在の社会構造は大きく変化せざるを

得ないし、それにともなって経済構造それ自体も相当大きく変化することを余儀なくされるだろう。大量生産・大量販売・大量消費・大量廃棄といった、これまでの「市場原理」 を唯一の基準とする「生産と消費のシェーマ」は転換されて、コミュニティに基礎をおく「生活の原理」を重要な基準とする「福祉のシェ ーマ」が強調されることになるだろう。

このような迫り来る超高齢社会を前にして,自民党政府は,「保険あって介護なし」の 懸念を残したまま,2000年4月から導入される

「介護保険法」を成立させた。この公的介護 保険は医療保険や公的年金と同じ「社会保険」 制度であって, その内容は国民全体で費用を 負担し, 要介護者に医療サービスや福祉サー ビスを提供するものである。同時に公的介護 保険は,家族介護の限界,女性就業率の向上, 少子化傾向などのために、「社会的介護」によ る「介護の家族負担の軽減」(現在,介護者の 50%以上が60歳以上である),「老人福祉」と 「老人医療」による介護サービスを整理して 介護保険へ一本化すること(いわゆる「社会 的入院」の回避)を意図しているが,他方で 在宅ケア (ホームヘルプ・サービス),訪問看 護, リハビリテーション, いわゆる「かかり つけの医師」としてのファミリィ・ドクター の療養指導、ケア・プラン、特別養護老人ホ ームへの入所等々さまざまな介護サービスを 利用する対象者の認定基準を厳しくしてい る。そしてこれらのケア・サービスの利用に 際しては次のような手続きがとられる。利用 する対象者は主に65歳以上の高齢者(40歳 ~64歳の被保険者は「初老期痴呆など老化に よって起きる症状で要介護状態になった人」 でないと利用できない)で、しかも、利用す る際には、本人もしくは家族が保険者である 市町村(または特別区)に申請し、これを受 けて市町村が本人を訪問調査し、ファミリ ィ・ドクターの意見書を付して、医師や福祉 関係者で構成される認定審査会に諮り、認定 審査会は「当該者が要介護状態にあるか否か, その程度はどのくらいか」を判定し¹⁾,認定後 は6段階の限度内(月額約29万円~6万円) の範囲でケア・サービスを選択する,という ものである。認定の可否,ケアの程度につい て基準を設けるが,その「線引き」は難しく, まして本来の意味でのファミリィ・ドクター 制度のないわが国でファミリィ・ドクターの 意見書の客観性,公平性がまず問題になり, また基準の公平さをどのように保証し得る か,が問題となるだろう。

公的介護保険は、本人負担部分を除くと、 残りの費用を保険料と公費(税金)で賄うこ とになっている。保険料は40歳以上の者が納 付し、その金額は市町村によって、あるいは 本人の所得によって異なるが、不公正さを避 けるためにガイドラインが設けられる。厚生 省の試算によると,2000年度には月額2,500円 程度, 2010年度には3,500円程度になる(ただ し、民間サラリーマンなら事業主が、国保加 入者なら国がその半分程度を負担する)。試算 では、導入時の2000年度の費用総額は約4兆 2000億円で、これから本人負担と公費を除い た約1兆8,300億円が保険料となる(保険料 は、65歳以上で基準以上の年金を受けている 高齢者はその年金から天引きされ、年金の受 け取り額の低い高齢者は市町村が個別に徴収 し、そして40歳~64歳の人は各人が加入して いる医療保険に上乗せして徴収される)。これ によって,2000年度の医療保険料負担は約1兆 1,600億円の減少となる、と厚生省は見込んで いるが、しかし逆に、国民の負担は約6,700億 円の増加となり、2005年度には約1兆円の増加 となることが見込まれている。保険料を支払 えない人たちの問題も含め、このような負担 増をどうするのか, 十分に考えていかねばな

^{産研} 〔経済構造それ自

認定されなかった場合、また判定結果に不服がある場合には、都道府県が設置する機関に再審査を請求することができる。

らない。というのは、これらの問題はわが国 の社会的、経済的構造の変化とそれに対応す る政策に大きく関係してくるからである。

前述のような高齢社会あるいは超高齢社会 における客観的な社会状況によって生みださ れたこのような公的介護保険に基づくケア・ サービスは、「私的介護」から「社会的介護」 へ、というケアの社会的方向をつくりだすこ とに寄与すると思われるが、他方で、この公 的介護保険制度にはケア・サービスについて いくつかの不安定要素があることをわれわれ は指摘しておかねばならない。第1はホーム ヘルパーの充足の問題である。新ゴールドプ ラン(「高齢者保健福祉推進10か年戦略」の見 直し、1994年12月)ではホームヘルパーの目 標数は17万人とされたが、現在その数は15万 人程であり、しかも、「介護保険によって本当 に必要になるホームヘルパーの数は50万人と いう試算が出て」いることから、運営主体で ある市町村としては不安を拭いきれないでい る²⁾。これでは「保険あって介護なし」の懸念 が一層増幅されることになるだろう。

第2は実際に介護を受けられる対象者数が 「65歳以上の13%」という試算に基づいてい ることである。先に述べたように、「認定審査」 という作業によって介護の必要性が認定され てはじめて本人は介護の対象者になり、1割 の負担をした上で介護料金を支払うのである が、対象者が13%というのは、実は、かなり の「重介護を必要とする人」しか認定されな い、ということである。「保険料さえ払ってお けば、健康保険のように何割か自己負担があ るとしても介護を受けられる、というわけで はない」³のである。

第3は認定審査会による「介護認定」の公

平性の問題である。この介護保険制度は1995 年4月に「在宅ケア」から開始されたドイツ の介護保険制度をモデルにして作られたので あるが、介護認定についてはドイツでも問題 になっている4)。公的介護保険の日本とドイ ツとの大きな相違は、(1)介護家族に現金を 給付する(日本は「現物支給」,すなわち,各 種のケア・サービス)、(2)介護対象者に「40 歳未満の若年障害者」を含む(日本は主に65 歳以上),(3)運営主体は日本の健康保険組合 に相当する企業別、職域別、地域別の「疾病 金庫」(日本は市町村), であるが, その他の 仕組みはかなり似ている。そのドイツの公的 介護保険であるが、『朝日新聞』によると、「保 険料収入の範囲内で介護サービスを提供す る」との「財政優先の方針」が大枠としてあ るために、認定が必然的に厳しくなり、サー ビスの低下も問題となってきて、国民の間に 不満が出ている⁵⁾、とのことである。「財政優 先の方針を貫くあまり, 要介護と認定される 人数が抑えられたり、介護サービスの質、量 がともに不十分だったり, という事態が起き ている」⁶⁾のである。介護認定の公平性は、ド イツのように単に厳しいければ守られる、と いうものではないし、ましてや「初めに財源 ありき」では「何のための介護サービスか」, との不満が出ざるを得ない。

さらに介護認定の公平性については、「ケ ア・マネジメント・システム」のあり方が大

 ²⁾一番ヶ瀬康子「公的介護保険と高齢者福祉事業の 現況」(『共済と保険』第40巻8号 (1998/8) 所収「共 済協会セミナー第10回報告」), p.19.

³⁾ 同上, p.19.

⁴⁾ドイツにおける「申請と認定審査」は次のような 手続きで行なわれる。本人または家族が保険加入先 の疾病金庫に申請すると、疾病金庫は各地域にある 専門審査機関に審査を依頼する。審査機関には医師 や看護婦などの専門家がおり、彼等が訪問調査す る。そして審査機関の調査報告を受けた疾病金庫が 認定の判断を行なう。

 ^{5)『}朝日新聞』(有岡二郎編集委員)1998年9月30日 (水)付け朝刊。

⁶⁾同上。ドイツの公的介護保険は1997年末で約90億 マルクの黒字であり、これは年間支出総額320億マ ルクのおよそ30%に相当する(同上)。

きく影響する。アメリカの政治学者ジョン・ キャンベル教授は、ドイツの「厳格性」とは 異なる視点から、「介護認定の厳格性」を次の ように指摘している。「日本ではケア・プラン を作成し、サービスの内容を事後評価する『ケ ア・マネジャー』として活用できる専門家が 少なく、ケア・マネジメント全体を、サービ ス提供機関である病院や民間企業、あるいは 『福祉公社』のような非営利組織に依存せざ るを得ないと見られている」。そのような場合 「サービス提供機関はまず、お客となる利用 者(要介護高齢者)をできるだけ多く見つけ 出してくる。そして、サービスの受給資格を 高い水準に設定し、自分のところが提供でき るサービスにそったケア・プラン (特に, 高 い収益が上がるようなサービスに力点をおい たプラン)を立てることなどによって,より 多くの収入を得ようとするに違いない。さら に、利用者をつなぎ留めるために他のサービ ス提供機関に切り替えることなく、サービス 提供を継続するよう誘導することに強い関心 を持つはずだ。…この介護保険制度をより確 固たるものとするために、ケア・マネジャー をサービス提供者から切り離して独立させる こと、そして要介護者の認定を厳格なものに する必要性を強調したい。」
⁷⁾これを要する に,介護認定の公平性を維持するためには,

「本当にサービスが必要な高齢者に対して, 質・量ともに適正なサービスが提供されるこ とを保証」できるように,ケア・サービスを 供給する機関や組織から独立した「ケア・マ ネジャー」を配置して,ケア・マネジメント・ システムそれ自体に「公平の原理」を導入す ることが不可欠である,ということなのであ る。現にイギリスでは,ケア・マネジャーを ケア・サービス提供者から独立させて,「利

用者の代理人」とし、「利用者をお世話し、支 援するという原則」が打ち立てられている⁸⁾。 そのイギリスではまた、「ケア・マネジャーの 独立の原則」と同時に、コミュニティ協同組 合やケア協同組合は, ケア・サービスの利用 者自身あるいは利用者の代理人をケア・サー ビスのプラン作成過程に参加させることを 「原則」として打ち立てており、ケアを必要 とする人とケア・サービスを供給する人とが 対等な立場でケア・サービスに対応している。 何故なら、ケア・サービスは本来「その人が 人間としていきいきと自立して生きるため に,残されている機能を活用しながら,損な われた機能を補いつつ、幸せで充実した日常 生活を送れるように援助すること」を目的と しているからである⁹⁾。このような, ケアの利 用者やその代理人がケア・サービスのプラン 作成過程に参加する必要性は、「ヒューマン・ アソシエーション」たる協同組合に固有の「組 織文化」それ自体、すなわち、ケア・サービ スの真の目的を理解する協同組合の内的性格 が生みだすのである。

高齢者の介護保険制度について触れてきた が、これまで見てきたように、公的介護保険 制度の下でのケアサービスについてはこのよ うな不安定要素が予測される。しかし、2000 年4月にそれが開始されることから、この介

⁷⁾ジョン・キャンベル(ミシガン大学教授)「介護保険がはらむ過剰給付の恐れ」(『朝日新聞・論壇』1998 年2月20日(金)付け)。

⁸⁾同上。キャンベル教授はまた公的介護保険の下での「過剰給付の恐れ」についてこう述べている。「厚生省は、過剰給付の発生を二つの制度によって防止できると期待している。一つはアセスメントの質問項目をコンピュータによって統計的に処理・分析することであり、もう一つは、要介護の認定を保険者である市町村の『認定審査会』に委ねることである。しかし、コンピュータによる処理・分析については、都合のよい結果が出るように質問項目を操作することは簡単だし、市町村の認定審査会も要介護認定についてどこまで厳格に対処するのか疑問である。」(同上)

⁹⁾ 一番ヶ瀬康子, 前掲書, p.19.

ノーマン・ジョンソンは、「福祉国家」とい う言葉はもともと第2次世界大戦期のイギリ ス社会に対して用いられた言葉であったが, 大戦後の社会政策と経済政策上の変化に言及 する方法として一般的に用いられるようにな った、と述べて、イギリスの社会政策と経済 政策上における3つの変化を挙げている。彼 はまた「福祉国家の知的構成要素」が「ケイ ンズ、ベヴァリッジおよびフェビアン社会主 義者の一部」に見いだされる、と指摘してい るが、3つの変化から彼の指摘を首肯するこ とができるし、またある論者が主張したよう に、それらが「イギリス社会の構造転換」を もたらしたことも必ずしも否定し得ないとこ ろである。3つの変化とは次ぎのものである。 (1) 社会保障, ナショナル・ヘルス・サービ ス(国民健康保険制度,NHS),教育,住宅, 雇用サービス、高齢者・障害者・身寄りのな い子供たちに対する福祉サービスを含む広範 な社会サービスの導入とその拡大,(2)最高 の政策目標としての完全雇用の維持,(3)国 有化プログラム, である¹⁰⁾。

今日,「福祉国家」がイギリスに固有の社会

護保険制度の欠陥や弱点を埋め合わせ,イギ リスに見られるような「利用者参加の原則」 に基づくケア協同組合やコミュニティ協同組 合を設立し,成長させるために,以下でイギ リスのケア協同組合やコミュニティ協同組合 の事例を論究し,非営利・協同に基づく社会 的経済セクターの協同組織が高齢者や障害者 のケア・サービス,雇用や仕事おこしの創造 にいかに適切な組織文化を有しているかを明 らかにするとともに,わが国の高齢者や障害 者のケア・サービス,雇用や仕事おこしにと って,労働者協同組合がいかに重要であるか にも論及するであろう。

もう一言付け加えると,21世紀のわが国は, 高齢者福祉や障害者福祉でけでなく,高齢者 や障害者,子供や成人男女がゆとりをもって, 安心して暮らせる社会的,経済的,自然的環 境を創りだす「福祉の総合化」を基礎とした

「福祉社会」の構築を目指さなければならな いだろう。コミュニティを基礎とする「地域 福祉」を中核としつつ、社会的生活基盤を整 備して、われわれのコミュニティを誰もが人 間的な生活を送れるような「ヒューマン・ア ソシエーション」にしなければならないだろ う。高齢者や障害者のケア・サービス、幼児・ 児童保育,教育,自然環境の監視や管理,資 源リサイクル,住居,地域の農業や中小企業 の振興などの福祉事業は地域の安定した雇用 を創出するだろう。イギリスにおける高齢者 や障害者のケア協同組合、コミュニティ協同 組合によるコミュニティ・ビジネスは、この ような思想のなかから生まれ、成長してきた のである。それは、われわれがイギリスのケ ア協同組合やコミュニティ協同組合の事例を 論究するもう一つの理由でもある。

¹⁰⁾ ノーマン・ジョンソン著(青木郁夫・山本 隆共 訳)『福祉国家のゆくえ:福祉多元主義の諸問題』 (法律文化社,1993年,p.1.) ノーマン・ジョンソ ンは、「1950年代および1960年代においては,政治的 および学術的評論家のいずれもが,福祉国家はイギ リス独特な制度であると仮定していたように思わ れる」、と述べて、次のようなT.H.マーシャルの主 張を紹介している。「イギリスの福祉国家は、それが 誕生した環境条件が独特のものであったが故に独 特のもであった」。「1940年代のイギリス福祉国家は 19世紀第4四半期に始まった長い過程の到達点であ った。…それはまた、機会と歴史が第2次世界大戦 期および平時への移行期におけるイギリスの独自 の経験にもたらした諸力の爆発の産物である。」(同 上、p.1.)

システムである,と主張する人はいないであ ろうが,「福祉国家」がイギリスから始まった ことは確かである。もちろん,先の3つの変化 は突然起こったものではなく,「進化してき た」のである。ある論者は,イギリス福祉国 家の起源は19世紀の70年代後半に遡ることが できる,と述べているし,キリスト教社会主 義者で,19世紀の70年代から80年代にかけて イギリス協同組合運動を指導したE.V.ニー ルはコミュニティに基礎をおいた福祉を協同 組合運動として追求した。

国家政策上の3つの変化からも解るよう に、イギリス福祉国家のイデオロギーは「ケ インズ主義とベヴァリッジ主義とフェビアン 主義」であり、またケインズ主義とベヴァリ ッジ主義は「完全雇用」を福祉国家が成り立 つための前提とし、そして「完全雇用」は経 済成長を前提としていた。しかし、1979年に マーガレット・サッチャーが首相に就任した とき、イギリスの「福祉国家」を支える国家 政策の前提は崩れかかっていた。国有化プロ グラムはもちろん,経済成長と完全雇用の

双 方もその実体を喪失しつつあったのである。 彼女は、したがって、1991年に首相の座から 降りるまでの間、福祉国家の前提を欠いてい た「福祉国家」を批判し続け、社会保障制度を 変更する要求を正当化してきたのである。

サッチャーによる福祉国家批判や社会保障 制度の変更要求の決定的な要因が1973~74年 の石油危機を引き金とする「経済成長の終焉」 であったことは明らかである。それまでは, 保守党も「トーリー的温情主義」を保持して いて,福祉支出の削減を声高に主張しはしな かった。しかしながら,石油危機がイギリス 経済を長期にわたるリセッションに追い込 み,スタグフレーションが「社会的公正」を 構成する諸要素から経済的要素を切り離すこ とを容易にさせるようになると,政府は,福 祉部門を縮小し,経済・産業部門を拡大する 政策をとりはじめ,1980年代に至ってもなお ードイツや日本と対照的に一「イギリス病」 と揶揄されるほど景気の低迷を続けていたイ ギリス経済の建て直しをまず企図したのであ る。

サッチャー率いる保守党政府が「イギリス 病」に「外科的手術」を施すために採った方 針は、「労働組合との対決」と「企業の民営化」 であった。前者は,石炭から石油へのエネル ギー政策の転換と関係があったが、同時にイ ギリス企業に国際競争力をつけさせるべく効 率化を図るためであったし,後者は国営企業 やガス・電気・通信・水道といった公益事業 を民営化することによって、公益部門の企業 や事業に一層の効率化をもたらすためであっ た。サッチャーは、従来中央政府や地方自治 体が責任を担ってきたさまざまな部門を含め たすべての経済,社会,産業部門において新 自由主義の「市場本位主義」を実行し、ケイ ンズ主義を否定する「小さな政府」を確立し ようとしたのである。

こうして、ケインズ主義を否定したサッチ ャーが次ぎに採った方針はベヴァリッジ主義 を否定するそれであった。サッチャーによっ て国有化プログラムが排除され、ケインズ主 義が否定された後にイギリス福祉国家に残さ れたのはベヴァリッジ主義であったが、しか し、彼女は、ベヴァリッジ主義を直ちに排除 したり否定したりする代わりに、それを希釈 化していく戦略を採った。すなわち、彼女は、

「経済問題と社会問題とに対する公的責任」 というコンセプトの上に成り立ってきたイギ リス福祉国家の歴史を無視することができな かったので,完全雇用を達成する見込みのな い状況の下でケインズ主義を実行することは かえって「無責任」であるし,また世界同時 的なリセッションが原因である失業に対して 政府は「公的責任」を負うべきなのか,失業 率の上昇は果たして「政府の失敗」なのか, という論調をつくりだす「回り道」をとって, 国民生活に対する国家の責任を認めるベヴァ リッジ主義を包囲していった。そしてそうし つつ,彼女は「民営化」と「減税」を柱とす る産業政策と経済政策を実行していったので ある。

民営化は、新自由主義が主張する「市場本 位主義」と新保守主義が主張する「小さな政 府」に基づく彼女の「反福祉国家政策」の柱 であり、減税は、「成り上がりの中産階級」の 創出を意図した彼女の政治的スタンスであっ た。「減税」という彼女の政治的武器は、一方 では彼女や保守党を支持することになる「成 り上がりの中産階級」を急造させたが、他方 では、社会保障に関わる支出を犠牲にした一 老齢年金の物価スライド方式による所得体系 の掘り崩し、「持ち家政策」の導入による公共 住宅建設費の大幅減、医療費や教育費の削減 など-270億ポンドの減税となったことから、 低所得階層に打撃を与えただけでなく、貧富 の差の拡大をももたらした¹¹⁾。

新自由主義と新保守主義とに基礎をおいた 「市場本位主義」=「民営化」と「小さな政府」 による「イギリス経済の回復」を目指そうと したサッチャーにとって、しかしながら、ど うしても越えなければならない障害があっ た。失業問題である。彼女がアメリカで注目 され始めた「従業員株式所有計画」(ESOPs) をイギリスに導入したのも、また1980年代に 起こった労働者協同組合運動の成長がもたら した「協同組合開発機関」(Co-operative Development Agencies, CDAs)の地方自治 体および中央政府における設置一中央政府の CDAは後に廃止となる一も, 労働者協同組合 が雇用創出に貢献する,とサッチャーと保守 党政府が考えたからである一野党であった労 働党がCDAの設置に賛成したのは言うまで もない。しかし、失業問題に対処する際に彼 女が採った方針は、「最低生活の保障」を原則 とする「雇用と生存のための福祉」というべ ヴァリッジ主義の社会福祉制度を大きく変え るものであった。失業手当ては1992~93年に 73億ポンドに達し,翌94年には100億ポンドに 達すると予測されるような状況であったこと から、1980年代を通して失業問題が彼女にと っていかに重要な問題であったかが解るであ ろう。そこで彼女は、この失業問題を社会保 障制度の変更と絡めさせた社会政策を展開し たのである。その結果が、年金およびその他 の高齢者向け社会保障制度の規模縮小と再編 の実行であったのである。

第1に、1980年に国民保険年金の引き上げ 方式が給与スライド制から物価スライド制に 変更された結果,社会保障支出が削減された。 高齢者が社会保障費の最大の受益者であった ために、「高齢者が真っ先に攻撃目標にされ た」のである¹²⁾。第2に、国家所得比例年金制 度(SERPS)のコスト負担がやがて深刻化す ると予測した保守党政府は、その規模縮小を 図り、年金算定方式を変更した。すなわち、

「給与の高い過去20年間の平均年収の25%か ら全加入期間の平均年収の20%へと、大幅な 引下げが行なわれた」のである¹³⁾。第3に、 SERPSの規模縮小と連動した「適用除外」の 奨励である。1988年にSERPSから職域年金へ と「抜け出す」適用除外の権利が拡張されて、

¹¹⁾例えば、エリック・ミッドウインターはこう指摘している。「公式に発表された貧困者-平均所得の半分未満で生活している人たち-の数は、同時期(彼女が首相に就任していた1979~1991年の間)にわたって、(140万人の子供を含む)500万人から(16歳未満の全人口の3分の1に当たる390万人の子供を含む)1,350万人に増加した。この貧困者数は全人口の4分の1にも達したのであり、数字の上からは「3分の2社会」あるいは「3分の1社会」を意識させるようになったのである。」(Eric Midwinter, The Development of Social Welfare In Britain, Open University Press, 1994, p.147.)

¹²⁾ アラン・ウォーカー著(渡辺雅男・渡辺景子訳)
『ヨーロッパの高齢化と福祉改革:その現状とゆくえ』(ミネルヴァ書房, 1997年), p.150.
12) 回た p.52

個人年金にも加入することができるようなっ た。そして「この適用除外を選択する加入者 は、2、392ポンドから18、200ポンドまでの年収 に対して、5.8%の国民保険料が免除された」 ¹⁴⁾。これは公的年金から私的年金への切り替 えであるが¹⁵⁾、この切り替えによって適用除 外申請者数が政府の予測数50万人をはるかに 超える400万人となり、政府の免除料率の負担 総額は93億ポンド(1993年4月)に達してし まった¹⁶⁾。

このように社会保障支出を大幅に削減した サッチャーは、社会福祉に関わる民営化=「プ ライヴァティズム」の全面的な導入を急ぎ、 まず私的セクターにおける「居住施設ケア」 の拡大を手がけた。例えば、民間の居住施設 ケア料金に対する社会保障助成額は、1980年 には1.800万ポンドにすぎなかったが,1993年 には約20億ポンドへと大幅に増加している。 この大幅な増額は、1980年代に地方自治体に よって運営される高齢者のための居住施設ケ アが120,000から100,000に減少したのに対 し、私的セクターによる居住施設ケアが30、 000から90,000へと3倍も増加したためであ る。かくして、公的セクターと私的セクター おける居住施設ケアおよび25,000のボランタ リィ組織が運営する居住施設ケアなどを合計 するとおよそ223,000の居住施設ケアが配置

- 15) E.Midwinter, *op.cit.*, p.119.
- 16) アラン・ウォーカー,前掲書,p.53.ウォーカーは「年金制度は社会的不平等を再生産する仕組みである」,と主張する。何故なら、「年金制度により、それ以前の人生で決められた個人的な優位や不利がかなりの程度まで、それ以降の段階に持ち込まれる」からである。例えば、「職域年金には二つの不平等が存在する。一つは、職域年金および他の私的年金への加入に際して、もっぱら社会経済グループと雇用上の地位とに基づく不平等が存在することである。もう一つは、高齢者の間に、年金の加入条件や支給水準の変更から生まれる世代間の不平等が存在することである。」(同上,p.53.)

されたのであるが、しかしそれでも、イギリ ス全体で居住施設ケアを必要としている65歳 以上の高齢者のわずか4%しか収容できない のである。この数字は「1895年の数字と同じで ある」、とミッドウインターは述べている¹⁷⁾。

そこでサッチャー政府は、社会福祉に対す る国の負担を減じるためのプライヴァティズ ムの路線を変えずに,居住施設ケアの流れを 停止して,その代わりに「コミュニティ・ケア」 を中心とした福祉事業への私的セクターのア クセスとその拡大を押し進めていくのであ る。そのための第1幕が『グリフィス報告』 であり、そして『白書』(Caring for People: Community Care in the Next Decade and Beyond) を経て, 第2の, 本格的な舞台が1990 年の『コミュニティ・ケア法』(The National Health Service and Community Care Act) によって用意されるのである。これら一連の 社会福祉支出の削減とケアの民営化=プライ ヴァティズムによる社会保障制度の規模縮小 と再編は、実質的にベヴァリッジ主義に基づ くイギリスの社会福祉制度を否定するもので あった。かくして、サッチャー政府は、上述の 「3つの変化」、すなわち、フェビアン主義に起 源をもつ国有化プログラム、ケインズ主義そ してベヴァリッジ主義を否定して、1940年代 以来イギリス社会が保持し続けてきた「福祉 国家」体制の終焉を告げたのである。

グリフィス報告からコミュニティ・ケア法へ

地方自治体の支出項目を監査する会計検査 院は、1986年に保健医療や他のソーシャル・ サービスを扱う機関を調査し、その結果を『コ ミュニティ・ケアの現実』(Making a Reality of Community Care)と題して報告し、高齢 者ケアが公的資金によるナーシング・ホーム などの居住施設ケアに容易に依存するため

¹⁴⁾ 同上, p.52.

¹⁷⁾ E.Midwinter, *op.cit.*, p.152.

に、在宅ケアを望んでいる高齢者に対する有 効なサービスの実行を妨げていること, また 在宅ケアは居住施設ケアよりも費用がかから ない、と主張した。サッチャー政府は、この 報告を受けて、1987年3月にロイ・グリフィ スにコミュニティ・ケア (特に高齢者のコミ ュニティ・ケア) サービスの組織と財政につ いて検討するよう求めた。翌1988年3月にグ リフィス調査委員会は『グリフィス報告:行 動のための指針』(Community Care: Agenda for Action)を提出した。その翌年の11月に刊 行された『白書:人びとのためのケア』はこ のグリフィス報告に基づいて書かれたもので ある。そしてさらに、グリフィス報告は『コ ミュニティ・ケア法』へと連なっていくこと になる。

グリフィス報告は「コミュニティ・ケア政 策を推進する公的財源の用いられ方の現状に 検討を加え, それらがより効果的なコミュニ ティ・ケアに繋がるような選択肢を勧告」し、 次のように「ケアの転換」を求めた。すなわ ち、ケアは「できるだけ長い間自宅で、また できる限り近い環境で暮らすことができるよ う援助されるべきであり、居住型福祉施設、 ナーシング・ホームおよび入院治療などは, これら以外ではニーズを満たせない人びとの ために用いられるべきである」¹⁸⁾、と。後で論 及することになるが、「コミュニティ・ケア法」 でもしばしば見られる言葉である、「コミュニ ティ・ケアに繋がるような選択肢」という場 合の「選択肢」(choices)という言葉にわれわ れは注意しておく必要がある。この「選択肢」 はケア・サービスを受ける人を「消費者」と 位置づけて,市場原理に基づいてケア・サー ビスを「購買する」ことを意味するからであ

る。『白書』と『コミュニティ・ケア法』では この「選択肢」は「ケアの混合経済」という 言葉とも結びつけられている。

グリフィス報告はまた,地方自治体のソー シャル・サービス局(Social Services Department)が次の6項目を実行するよう勧告した¹⁹⁾。

- (1) コミュニティにおいてケアや援助を必要 とする人たちを見いだす仕組みをもつ。
- (2) 人びとのニーズは、その人が置かれてい る状況を考慮して、評価する。
- (3) ニーズをもつ本人とインフォーマルな介 護者の意見や希望を考慮しつつ、最適な 「ケア・パッケージ」を決定する。ケア がSSDによって直接提供されるか、間接 的に提供されるかは問わない。
- (4)利用できる資源と他の人びとと競合するニーズに基づいて、その人に対する優先順位を決定する。
- (5) 決定されたサービスのパッケージに基づ いてサービスを実施する手筈を整える。
- (6) 提供されるサービスのパッケージおよび その人のニーズとその人を取り巻く状況 について継続的に評価する。

これら6項目の勧告はほぼコミュニティ・ ケア法に盛り込まれることになるが、(3)の 「ケアがSSDによって直接提供されるか、間 接的に提供されるかは問わない」とした部分 はコミュニティ・ケア法では変更され、SSD はケア・サービスを受ける人と提供する人と の間の調整役とされている。ところで、これ らの勧告は、一見すると、SSDの活動範囲の 明確化を勧めているにすぎないように思われ るかもしれないが、実際にはコミュニティ・ ケアの細分化、フォーマル・ケアにおける地 方自治体の「独占的役割」の抑制、インフォー マル・ケアや準フォーマル・ケアによるケアの

¹⁸⁾ バーバラ・メレディス著(杉岡直人・平岡公一・ 吉原雅昭訳)『コミュニティ・ケア・ハンドブック: 利用者主体の英国福祉サービスの展開』(ミネルヴ ァ書房, 1997年), p.28.

¹⁹⁾ 同上, p.29.

「安価なやり方」の奨励,「行政と運用の分権 化を図る一方で,財源の管理を中央集権化す る,という二重方向の政策」を採ることが意 図されていたのである。これは,「国家の守備 範囲を後退させると同時に国家の管理を集権 化する,というニュー・ライト戦略の一つの 現われ」,とウォーカーは主張している²⁰⁾。

かかるグリフィス報告の意図は、『白書』に 引き継がれて,①在宅被介護者へのサービス, ②介護者へのサービス、③ケア提供の際のア セスメント, ④各機関の責任分担の明確化, ⑤公的財源の有効な活用,⑥ケアの混合経済, というケア改革の「6つの基本原則」として 強調された21)。『白書』も「ニュー・ライト戦 略」に基づいているのであるから、その最終 的な目標が「ケアの混合経済」にあったこと は明らかである。要するに、 白書は、 「ケアの 混合経済」を大前提として、在宅ケア・サー ビス、すなわち、「コミュニティ・ケア」サー ビスを「重点的に配分」し、限られた財源を 「有効に活用する」ために、コミュニティ・ ケアの大部分を担う「家族・近隣住民・友人 などの介護者によって提供される」インフォ ーマル・ケアや準フォーマル・ケアの支援を 前提に「ケアの社会的承認」を得ようとした のである。ここには、コミュニティ・ケアと 家族介護、とりわけ妻・母としての女性によ る介護の問題が潜在しているのである。白書 は次のように記している。

質の良い公的サービスと並んで,現在盛 んになりつつある民間セクターの開発を進 めること(中略)。SSDは,条件整備的な機 関となるべきである。したがって,民間営 利およびボランタリィのサービス供給組織 を最大限に活用することは,今後,SSDの

責務となる。²²⁾

「ケアの混合経済」とは「市場原理の導入」の ことである。白書が述べているように、ケア・ サービスの供給組織の多元化によってサービ ス利用者の「選択肢」が広がり、他方でケア・ サービスの競争により「サービスの質」が向 上する、と政府は考えたわけである。SSDは ケア・サービスの供給主体であることを止め て、民間営利組織やボランタリィ組織を活用 するための条件整備機関となり、ケア・サー ビスの領域でも競争、選択肢、消費者という 言葉が多用されるようになるのである。

1990年に成立し,1993年から施行されるようになった「コミュニティ・ケア法」はグリフィス報告と白書の果実であった。サッチャーからメイジャーへと続いた保守党政府が、「イギリス福祉国家」の3つの要素-フェビアン主義・ケインズ主義・ベヴァリッジ主義-を否定しその終焉を告げるや、ケア・サービスの領域においてさえも地方自治体の役割を縮小させることに成功した背景には、現にソーシャル・サービスを受けている人たちや潜在的な受益者から福祉サービス行政とサービス内容に対するかなりの不満や批判があった。ウォーカーはそれを4点にまとめている²³⁾。

第1は、ソーシャル・サービスの官僚的組 織、その複雑さ、切実なニーズへの対応の鈍 感さである。これに対して、障害者や利用者 のグループは世論に訴え、宣伝活動を組織し て、ソーシャル・サービスの改善に影響力を 及ぼそうとした。

第2は、フェミニズムからの、ケアにおける「性差別性格」に対する批判、いわゆる「ジ ェンダー」の視点からの批判である。イギリ スは1960年代末から1970年代初期にかけてフ

²⁰⁾ アラン・ウォーカー, 前掲書, p.63.

²¹⁾ バーバラ・メレディス, 前掲書, pp.32-36.

²²⁾ 同上, p.34.

²³⁾ アラン・ウォーカー, 前掲書, pp.64-65.

ェミニズムの復活を見るのであるが、その復 活の背景には、イギリス社会では、「有償労働 への女性の参加」が顕著になってきたにもか かわらず,女性は依然として,自らを「個人」 としてよりもむしろ「妻」として「母」とし て、すなわち、家族・血縁関係によって規定 される存在と見なされる「イデオロギー的仮 説」に対して強い不満と批判があった。その 点はコミュニティ・ケアにも当て嵌まるので あって,フェミニストたちは,コミュニティ・ ケアは、インフォーマル・ケアにせよフォー マル・ケアにせよ、実際は「女性親族による ケア」であり、「労働と愛情という2つの特質」 から成り立っている、と強調することによっ て、「女性を搾取しないで成り立つケア」を模 索していく。しかしながら、「女性を搾取しな いで成り立つケア」は、グリフィス報告や白 書の言うコミュニティ・ケアが「インフォー マル・ケアを提供する女性の労働が手に入る ことを前提」としている限り、またソーシャ ル・サービスやケアの改革が「女性の無報酬 または安価な報酬でのサービスに依存してい る」、という福祉やケアの枠組みと社会意識を 変革しない限り、フェミニストの実践的課題 にはなり得ても、実現の可能性はきわめて小 さいと言わざるを得なかった。だが、それに もかかわらず、フェミニストの現状批判は、 一方ではコミュニティ・ケア法の成立に巧み

に取り込まれてしまうことになるが,他方で は女性による,あるいは女性が中心の「ケア 協同組合」や「コミュニティ協同組合」の設 立に大きく貢献するのである。そして,ケア 協同組合やコミュニティ・ケアを主要な事業 とするコミュニティ協同組合の設立こそ「女 性を搾取しないで成り立つケア」の実現の試 みとなるのである。

第3は、フェミニズムによる批判と関連す るが、「インフォーマル・ケアの提供に責任を もつ人びとが、自分たちの固有のケースを問 題にする」ようになってきたことである。す なわち,これまでの福祉・ケア政策がいかに 介護者のニーズを顧慮してこなかったか,「イ ンフォーマル・ケアの介護者の活動を支える ために,いかに国が何もしてこなかったか」, という政策当局や行政に対する現状批判にな っていった。

そして第4は、「エスニック・マイノリティ の介護者および介護の利用者が、ソーシャ ル・サービスは彼らの特殊なニーズを認識で きないこと、彼らの文化的背景や人種差別を 受けた経験がソーシャル・サービスの提供に 反映されていないこと」を批判したことであ る。特に、民族、母国語、文化意識を異にし、 また宗教を異にする多様な人たちは、各々異 なったケアへのニーズをもち、それ故、異な った対応を要求するのである。そのようなケ アのあり方を求める行動も福祉行政に対する 現状批判になっていった。

これら4つの現状批判は、既存のソーシャ ル・サービスやケア・サービスのあり方を変 える大きな圧力になったのであるが、他方で それらは「市場本位主義」に基づく「ケアの 混合経済」を方向づけるための要因として保 守党政府によって巧みに取り込められてしま うのである。この「ケアの混合経済」を決定 づけるイニシアティヴは、「イギリス福祉国 家」を成り立たせていたフェビアン主義・ケ インズ主義・ベヴァリッジ主義を否定したサ ーチャーリズムに基礎をおいた保守党政府の イデオロギーにあったことは、既に述べた通 りである。しかし、「ケアの混合経済」を前提 とするコミュニティ・ケアは,居住施設型ケ アに変化をもたらし,家族への負担を増加さ せていること、それに「フォーマル・ケアの 部門における分業構造」の変化を受けてケ ア・サービスの利用者と供給者の双方に新た 問題を投げかけることになった。そしてケア 協同組合を含む、ケア・サービスを事業とす るコミュニティ協同組合が設立され、労働者 協同組合運動の再生に貢献するのも、この同 じ時期であった。

コミュニティ・ケアとケア協同組合

グリフィス報告と白書の果実である「コミ ュニティ・ケア法」の中心軸は「ケアの混合 経済」である。では、「コミュニティ・ケア」 とは何であり、「コミュニティ・ケア」は何故 「ケアの混合経済」を中心軸としなければな らないのか。「ケアの混合経済」によってコミ ュニティ・ケアは有効に機能するのだろうか。 コミュニティ・ケア法が成立する経済的,政 治的、社会的背景はグリフィス報告と白書に 論及することで既に見てきた。したがって, ここでは、「ケアの混合経済」を批判的にとり 上げて、ケア協同組合あるいはコミュニティ 協同組合によるコミュニティ・ケアの有効性 を, 換言すれば, 協同組合の組織文化がコミ ュニティ・ケアにいかに適しているかを明示 することにしよう。

コミュニティ・ケアと「ケアの混合経済」

コミュニティ・ケア法は、既に見てきたよ うに、福祉およびケア・サービスにおける「地 方自治体の役割の制限」と「消費者主義」を 強調している。前者は、地方自治体はケア・ サービスの供給者ではなく、個々人のケア・ サービスのニーズを査定し、ケアの組み合わ せをデザインし、そしてサービスの供給を保 証することに責任を負う機関に留まることを 意味し、後者は、その結果、ケア・サービス の「供給と購入」が切り離されて、SSDに民 間営利組織やボランタリィ組織によるケア・ サービスを最大限活用させることを意味し た。コミュニティ・ケア法が「選択の幅の拡 大」とか「幅広い選択肢の提供」と言っている のはまさにこれらのことに外ならないのであ る。それでは、これによって、ケア・サービ スを必要としている人たちや介護者(carer) に本当に幅広い選択肢が与えられるであろう

か。

ところで、コミュニティ・ケアのコンテク ストにおいて「選択肢」とは何を意味するの であろうか。「選択」という用語は、「所与の ものからあるものを選ぶ」という行為を意味 するきわめて簡単明瞭な用語である。しかも それは、一般的に促進されるべきことであっ ても,原則上反対されるようなことではない。 しかしながら、「選択」という行為の対象とな る「選択肢」という用語は必ずしも簡単明瞭 なものではないのであって、コミュニティ・ ケアのコンテクストにおいて「選択肢」を考 える場合にはなおさらである。何故ならば、 コミュニティ・ケアの「選択肢」はサービス の(利用者の代弁者や潜在的利用者としての 介護者を含めた)「利用者のエンパワーメント (権限強化)」と大きく関わってくるからであ る。利用者のエンパワーメントは、利用者・ 代弁者の願望が供給者の願望よりも下位に置 かれない,ということを意味するのであるが, このエンパワーメントが合理的になり得るの は、自立と自己決定に基づくノーマライゼー ションが確立している場合であり、あるいは ノーマライゼーションが確立している組織に おいてである。では、ケア・サービスの「利 用者」が単なるケア・サービスの「消費者」 として位置づけられる場合はどうか。その場 合に考えられる重要な問題は、消費者はケ ア・マネジメントなどの「意思決定過程」と 無関係である,ということである。それ故, 「消費者の選択肢」は、消費者の目の前に差 し出された「ケア・サービス・メニュー」か ら, 自らの判断でケア・サービスの1つある いは2つを選択するだけのことになる。換言 すれば、「ケアの混合経済」とは、理論的には、 ケア・サービスの利用者・代弁者を、サービ スを購買する単なる「消費者」と見なし、さ まざまな段階のケアに利用者・代弁者や介護 者の意思を反映させることはしない、という 「ケア・サービス市場論」なのである。だが、

128

ケア・サービスの第1の目的は、サービスの 「利用者が自らの生活をできる限り管理でき るようにする」、利用者の人間的自立を援助す ることなのであるから、利用者・代弁者の参 加を保証するシステムがケア・サービスには 不可欠なのである。利用者・代弁者がケア・ サービスの意思決定に参加するシステムと自 己決定のシステムとが組織的に保証されるこ とによってはじめて、利用者は人間的自立を 促進することが可能になるのである。

それとは反対に、利用者・代弁者を単なる ケア・サービスの購買者としての「消費者」 と見なして、彼らの意思決定を「ケア・サー ビス・メニュー」からの選択であるとする「ケ アの混合経済」は、理論的にも実際的にも、 その矛盾を、もっとも弱いところに露呈させ ることになる。アラン・ウォーカーは、この 点につて次のように強調している。すなわち, 「ケアの混合経済」がもっともはっきり見ら れる高齢者の居住施設型ケアは、高齢者にと って、コミュニティ・ケア法の言う「選択の 幅の拡大」や「幅広い選択肢の提供」といっ た状態にない。例えば、多くの高齢者がナー シング・ホームに入居するのは、それに代わ り得るコミュニティを基盤とした頼れる場所 も自分の家を購入する資金もないためであ る。このような高齢者は「ナーシング・ホー ムでの依存性の高い生活に、まだ必要のない うちから投げ込まれる」のである24)。もし「幅 広い選択肢」を活用できる高齢者がいるとす れば、彼は資金に恵まれてはいるが、頼るべ きコミュニティがなく,家族も隣人も知人も いない、そういう高齢者なのである。そのよ うな高齢者は果たして何人いるというのか。 ウォーカーはこう強調している。

実際にナーシング・ホームに入居するに

あたっては、「選択」という言葉は当て嵌ま らない場合がほとんどである。ナーシン グ・ホームへの入居の必要性は、インフォ ーマル部門でのケアが危機に陥ったために 生じるので、(高齢者には)あれこれの選択 肢を「見て回る」余裕はないのが普通であ る。²⁵⁾

グリフィス報告, 白書それにコミュニテ ィ・ケア法のいずれも、「ケアの混合経済」の 下での福祉やケアにおける私的セクターの拡 大は選択肢の幅を拡大する、という「神話」 に基づいているのであって、高齢や障害のた めにケアを必要とする利用者を単なる消費者 としか見なさない、文字通りの「消費者主義 アプローチ」(consumerist approach)ですま しているのである。コミュニティ・ケア法が 「ケアの外部化」を前提している限り、私的 セクターが「福祉・ケア市場」に介在し、と りわけ高齢者の居住施設型ケア・サービスの 「選択肢」を広げることは十分考えられるが、 しかし他方で、(大規模ではないが)居住施設 型ケアも含めた高齢者へのケア・サービスに はケア協同組合も介在してくるのである。そ してケア協同組合の場合には、「消費者主義ア プローチ」ではなく、「利用者参加型アプロー チ」(user participatory approach)がなされ るのである。「利用者参加」は協同組合に固有 の組織文化であり、それ故、「利用者参加型ア プローチ」は、協同組合組織文化の特徴的性 格である「民主的運営」に基づくアプローチ であることから、「民主主義アプローチ」と言 い換えることができる。「利用者参加型アプロ ーチ」あるいは「民主主義アプローチ」は次 のことを意味する。

組織における発言権やサービスにおける

24) 同上, p.69.

25) 同上, p.69.

発言権を人びと(利用者)に与えることに よって、人びと(利用者)に権限を与える。 権限および権限の分類上の変更がこのモデ ルにとって主要なことである。このモデル は市民としての人びと(利用者)に関心を 払う。民主主義アプローチは意思決定への 人びと(利用者)の直接参加を高める 組織機能ともっとも明瞭に結びついてい る。²⁶⁾

見られるように、このアプローチは、「消費 者主義アプローチ」と異なって、高齢者・障 害者のようなケア・サービスの利用者を、単 に「ケア市場」に立ち現われる「消費者」と してではなく、組織とケアにおける発言権と 意思決定への参加権を有する「市民」として 位置づけ、かつそれらの権利の行使を組織的 に保証するのであるが、ウォーカーも、協同 組合組織文化には直接言及してはいないもの の、同じようなアプローチと論調を示してく れている。彼はこう述べている。コミュニテ ィ・ケア法やそれに基づく政策指針にも「利 用者参加」や「エンパワーメント(権限強化)」 についての具体的な提案がまったくない。サ ービスの利用者は自分で「ケア・パッケージ」 を決めるのではなく、短にケアを受け取るだ けの「受身の存在」と見なされている。「ケア・ マネジメント」-「ケア・マネジメント」自 体は行政中心にも利用者中心にもなり得る-が強調されているものの、「ケアの混合経済」 という市場原理に基づく経済効率性が叫ばれ ていることから、それは「費用抑制」のための 行政手段だと考えられている。それ故、ケア の利用者の立場からすると、コミュニティ・ ケア法に提示されている「利用者の参加」と

は「単純な市場分析に基づくきわめて限定さ れた」参加にすぎないのである。コミュニテ ィ・ケア法は「スーパーマーケット型の消費 者主義」に由来しているのであるから、「『生 産物』の間に幅があるとしたら、サービスの 利用者は、自動的に特定の生産物を忌避した り、市場から出ていったりする力を持つ、と いうことを前提に」した「利用者の参加」に 触れているにすぎないのである。しかし、こ のことは「消費財の市場に関しては事実であ っても、社会的ケアの領域では成り立たな い。」事実、「高齢者の多くは障害をもってい たり、体が弱かったり、病気だったりする。 彼らはあれこれの店を見て回ることはできな いし、市場から出ていける見込みもないので ある」27)。言葉の真の意味で、ケア・サービス における「利用者の参加」とは、ノーマライ ゼーションが社会的、組織的に確立されてい ることを前提にして、ケア・マネジメントを はじめとする意思決定過程に利用者・代弁 者・介護者が直接間接に参加することであっ て、ケアの利用者が「ケア・サービス市場」 で「ケア・サービス・メニュー」からサービ スを選択することではないのである。まして や、高齢者や障害者には、本来的に「選択の 幅」が限定されているのである。ウォーカー の批判は鋭い。

彼は次ぎに「社会的ケアの消費者主義」ア プローチの2つの前提,すなわち,1つは, 「独占」は公的セクターにおいてのみ機能す る,もう1つは,私的セクターは公的セクタ ーの「適切な代替機関」である,と考えられ ていることを批判し,この2つの前提が実際 的にも理論的にも誤りであることを論じる。 彼の論点は,ケア協同組合を公的セクターで も私的セクターでもない,「第3セクター」と して意識して展開されているのではないにも

²⁶⁾ Kristen Stalker, The antinomies of choice in community care, Needs Assessment and Community Care:Clinical Practice and Policy Making (Edited by Steve Baldwin, Butterworth -Heinemann, 1998), p.91.

²⁷⁾ アラン・ウォーカー, 前掲書, pp.72-73.

かかわらず,第3セクターのもっとも重要な 事業組織,「社会福祉を強化する基本的手段」 である「社会的経済企業」のコアとなるケア 協同組合がいかにケア・サービスの供給者と して適切であるかを示していて,大いに示唆 に富んでいる。

ナーシング・ホームやケア・ホームに入居 している人たちにとって、それが公営であれ 民営であれ、施設提供者が「独占的な力」を もっているのであり、入居者本人には「選択 の余地」などないし、また「理論的にどんな に選択の余地があったとしても」、実際に選択 できないのであれば、「消費者の主権」は行使 できないのである28)。さらに、高齢者や障害者 の「ソーシャル・ケア・サービス」は、それが 確かに「金銭的な取引き」であるからといっ て、サービスの購入者がサービスの供給者に 対して影響力や支配権を必ずしも行使できな いのであり、このことが通常のサービス市場 や消費財市場と決定的に異なるのである29)。 われわれはここで社会化された「ケア・サー ビス」の特殊性を十分に認識しておかなけれ ばならない。ケア・サービスの領域において はケア・サービスの購入者である利用者が, 供給者である私的サービス企業から購入する サービスを自分の意思に従って自由に使用す ることは一般的に不可能なのである。利用者 が自分の意思をケア・サービスの過程に取り 入れることができるようするためにはケア・ サービスにおける「利用者参加型アプローチ」 を固有の組織文化としなければならないので ある。

そこで―とウォーカーは言う―「力の弱い サービス利用者がサービスの供給者に影響力 を発揮できる唯一の方法」は「利用者または その代弁者がサービスの組織や経営に対する

28) 同上, p.73.

発言権を保証されること」である。何故なら、 これによってケア・サービスが実際に利用者 のニーズを反映させることを保証し得るから である30)。ケア・サービスの利用者が「組織と 経営」に対する発言権をもつべきだ、という ウォーカーの主張こそ,福祉サービス,ケア・ サービスの領域における「スーパーマーケッ ト型消費者主義」を克服し、実質的にコミュ ニティ・ケア法の欠陥と弱点を埋めて、利用 者と代弁者それに介護者が協同して福祉サー ビスとケア・サービスを実現していく合理的 かつ民主主義的な方法を明示しているのであ る。そしてここに、高齢者や障害者のケアと その他の福祉事業を展開しているケア協同組 合やコミュニティ協同組合に重要な社会的役 割が与えられている、と言わなければならな い。次のウォーカーの指摘は、ケア協同組合 がその固有の組織文化のなかに確固として位 置づけていくべき視点を提示している。

消費者志向のモデルとは対照的に、利用 者中心の考え方,または利用者の権限を強 化しようという考え方は、ニーズの査定だ けでなく、サービスの展開、経営、運用に も利用者を参加させることを目指してい る。その目的は、利用者または潜在的な利 用者に、自分たちのニーズとそれに応じた どんなサービスが必要かを明確にする機会 を提供することにある。介護者も介護を受 けている者も潜在的なサービス利用者と見 なされる。必要な場合には、精神障害をも つ高齢者の利害を代表するために独立した 代弁者が立てられることになるだろう。サ ービスは、利用者の自己決定権、ノーマラ イゼーション, (人間の)尊厳を尊重するか たちで組織化されるであろう。サービスは、 自由裁量ではなく、権利として分配され、

²⁹⁾ 同上, pp.73-74.

³⁰⁾ 同上, p.74.

独立した検査と苦情処理の手続きが保証さ れ,民主的な監視の下で実施義務を果たす ことになるだろう。³¹⁾(太字は引用者)

ケア・サービスの本来的なあり方について のウォーカーのこの指摘に対応でき得るため には、サービスを供給する組織それ自体が、 そのメンバーあるいは利用者の経営・運営へ の参加権、自己決定権、公正・平等な権利と いった「民主主義的アプローチ」を固有な組織 文化として常に展開していなければならな い。その点で、民主主義的アプローチの上に 構築された協同組合の組織文化に基礎をおく ケア協同組合は、ウォーカーの指摘にもっと も適合的に応え得るのものである。その意味 でまた、コミュニティ・ケア法の欠陥や弱点 を埋めることを可能にするのも、ケア協同組 合の民主主義的アプローチの組織文化である といえよう。

ところで、コミュニティ・ケア法はいくつ かの欠陥や弱点をもっているが、なかでも次 の2つの欠陥は、このケア法の前提ともなっ ていることから、きわめて重大である。第1 は、先に述べたように、ケア・サービスの利 用者が、「スーパーマーケットで消費財を購入 する」のと同様に、あたかも自由にケア・サ ービスを購入することによって「消費者主権」 を発揮できる、と考えたことである。この欠 陥については既に批判しておいた。第2は、

「介護者と介護される人たちとの間に利害の 衝突があるかもしれない」ことを認識しなか ったことである。ウォーカーも述べているよ うに,実際には「高齢者と介護者,サービス 提供者の間にはきわめて切実な問題が存在し ている」のであって,グリフィス報告,白書 およびコミュニティ・ケア法のいずれもがこ のジレンマに気づかなかったのは,それらが

「いかなる状況においても,家族がまず第1 の介護者であるべきだ、ということを前提に しているためである」。しかしながら, 現実に は「家族による介護は最良の場合もあれば最 悪の場合もある」のであって、この点を看過 すると介護者と被介護者の双方の関係が破綻 する状態をつくりだしてしまうのである³²⁾。 この欠陥は、前に触れておいたフェミニズム からの「ケアにおける性差別」批判と関係す ることであるが、何よりもミセス・サッチャ ーや保守党政府が「家族を第1の介護者」と して,社会的ケアを最小限に抑えこむシステ ムつくりあげようとしたことに最大の要因が ある。このことは、実は、サッチャーや保守 党政府がコミュニティ・ケアをどのように考 えたのか、というケア・サービスのあり方の 根本問題に行き着くのである。そこで、「ケア における性差別」あるいは「ケアにおけるジ ェンダー問題」について少しく言及しておこ う。

コミュニティ・ケアとジェンダー問題

ー見すると、「コミュニティによるケア」を 暗示する「コミュニティ・ケア」という表現 は、ケアを実行するのは一般に女性であると いう事実をカモフラージュする、との批判が フェミニストから提起されている。というの は、「コミュニティ・ケア」という用語は、実 際には、「コミュニティによるケア」を意味す るよりもむしろ「コミュニティにおけるケア」 を意味し、また「コミュニティにおけるケア」 が、新保守主義に基づくサッチャーや保守党 政府の「企業の民営化」政策によって地方自 治体による公的ケア・サービスの廃止と「コ ミュニティ・レベルでの民営化」となって、 ケアの「公的責任を個人や家族に転化」し、 ボランティアや慈善的なNPOやNGOにケア

32) 同上, pp.79-80.

31) 同上, p.74.

の援助を仰ぐことを意味するようになったか らである。ケア・サービスの領域における民 営化は、実際には、女性のインフォーマルな 無償のケアや安価なケアそれにボランタリ ィ・ケアに依存することになるのであって、 これによって女性はなん役もの役割を負わさ れるのである。一方で「女性的特性」(feminine traits)を自然的,生物学的なものとして社会 的に構成し、他方で「男性的特性」(masculine traits)を現代的な「経済合理主義」の構成要 素と見なすこの歴史的、社会的、経済的、政 治的、イデオロギー的枠組みは、ミセス・サ ッチャーが追求した「民営化」と「小さな政 府」の枠組みでもあったが、「女性によるケア」 を「ケアのステロタイプ」とし、「一つの女性 的特性」にまで祭り上げてしまったのである。 それ故、「女性的特性」を排除して「男性的特 性」を優先させる「経済合理主義」に基づく 「コミュニティ・ケア法」は男性主義者の産 物であって、イデオロギー的には、これは、

「無償労働によって搾取される」介護者 (carer)に対する「支配形態」となり得るので あり、サッチャーやニュー・ライトが殊更に コミュニティ、家族それに「母によるケア」 (mother-care)を強調したのにはそのような 意図があったからに外ならない、とフェミニ ストは主張するのである³³⁾。

一般に、ケア労働が何よりも「女性の仕事」 であるとされる場合、次の2つの仕方で主張さ れる。第1は「無償の社会的再生産」である。 これは、家族世帯内とその周辺内でのケア、 家事や育児のような私的領域で女性が行なう 仕事を含む。第2はボランタリィな福祉の仕 事である。これは、家族世帯外でのボランテ ィア・ワークやケアのような、自発的にコミ ュニティに参加することを含む。これら双方 のケア・ワークとも私的領域で遂行されるた めに、「労働」とは見なされない³⁴⁾。このよう に、女性が、まずケアや家事・育児といった 家庭内で仕事をすることも、家庭外でボラン タリィな福祉活動を行なうこともともに「私 的領域での無償の仕事」と見なされ、「社会的 労働」と見なされないことの結果、ケアをは じめとする私的な家庭内外の仕事は女性の仕 事である、との「文化的ステロタイプ」が継 続されて、「最初の介護者」(primary carer) としての「母親」というステロタイプが子供 たちに影響を及ぼしていく。そして子供たち が自分たちの仕事を選ぶ準備をする際に、

「公・私」という二分法がこのステロタイプ を再生産し、「私」よりも「公」に優先権があ るものとされてしまう、とM.エドワーズは 「ケアの社会的帰結」をそう論じている。他 方で彼女は、「ケアの経済的帰結」を論じて、 介護者として多くの時間を費やす女性は雇用 の機会を減じることになるが、それは夫への 依存や年金への依存となり、病気を患ったり 高齢者になった時にはこの依存状態はさらに 増大し、遂には介護者としてやっていくため に別の人の肩にその依存状態がかかってしま い、かくして、このサイクルが永続化する、 と主張している³⁵⁾。

エドワーズのこれらの主張には当然,資本 主義的な労働市場の枠組み一男性の労働参加 率と女性の労働参加率は大きく相違する一が その論拠とされているのであるが,それでは, 女性が「ケア・ワーク」を行なう場合,その 労働は社会的にどのように評価されるべきで あるか,が問われることになろう。換言すれ ば,誰が何故ケア・サービスを供給するのか, 誰が何故ケア・ワーカーになるのか,が問わ れなければならないのである。既に述べたよ うに,社会は,女性の労働を私的領域に追い

Melanie Edwards, Feminist Perspectives on Community Care in Australia, *op.cit.*, pp.99-102.

³⁴⁾ *Ibid.*, p.103.

³⁵⁾ Ibid., p.104.

やることによって、女性を「介護者」として 家族ケアに従事させ、さもなければ安価な、 または無償のボランタリィ・ワーカーとして 利用するのであるから、女性のケア労働を、 「私的労働」ではなく「社会的労働」と評価 するシステムが必要とされるのである。

何故、男性ではなくて多くの女性がケア・ ワーカーになり、ケア労働に従事するのか、 という問題は、依然として「ジェンダー問題」 の中心ではあるが、それはまた「ケアにおけ るジェンダー問題」に対する「長期的戦略」 に属する課題、すなわち、「性的役割分業」を 前提としている現在の「男性社会の枠組み」 を変革する課題である。だが、ジェンダー問 題が「長期的戦略」の課題であるとはいえ、 女性のケアを社会的に評価させるシステムを 確立していくことは、既存の社会の枠組みを 変革し、ケアにおけるジェンダー問題を解決 する大きな要因になるであろう。そのために は、コミュニティ・ケアを展開するイニシア ティヴを女性のケア・ワーカー、ケアの供給 者の手に掌握することである。イタリアの社 会的協同組合CADIAI(福祉サービス協同組 合), イギリスのケア協同組合(コミュニティ 協同組合)の多くは女性たちの手で組織され, 女性中心の運営がなされている³⁶⁾。それらは, 女性の雇用創出、女性の仕事おこしを女性自 身の手で実践し、これまでインフォーマルな

36) イタリアのCADIAIについては、菅野正純「レーガの『社会的経済戦略』: イタリア協同組合運動の展開過程」(中川雄一郎他編著『労働者協同組合の新地平:社会的経済の現代的再生』所収、日本経済評論社、1996年)、田中夏子「イタリアにおける『社会的協同組合』の展開:エミリア・ロマーニャ調査報告」(『協同の発見』第72号所収、協同総合研究所、1998.4)を参照されたい。イギリスのコミュニティ協同組合については、トム・ウッドハウス「イギリスにおける労働者協同組合運動の展開と課題」(中川他編著、同上)および拙論「イギリスにおける労働者協同組合運動とコミュニティ協同組合:労働者協同組合運動とコミュニティ協同組合:労働者協同組合の新しい波」(同上)を参照されたい。

労働とされ、あるいは不当に安価な労働と見 なされてきたさまざまな種類の女性の労働を フォーマルな労働に、あるいは労働市場にお いて評価される労働に高めてきた。高齢者や 障害者のためのケア・サービスであれ、保育・ 育児のケア・サービスであれ、また女性の雇 用創出のための職業訓練サービスであれ、女 性自身の手による協同組合の組織化は、コミ ユニティを基盤とする女性労働の社会的評価 を高め、女性の経済的、社会的自立を助けて いるし、とりわけケア協同組合は女性のケア 労働を社会的に評価させるシステムを構築す るのに貢献しているのである。コミュニテ ィ・ケア法は、先に見たように、女性のケア 労働がいつでも利用できることを想定してい るのであるが、そのような想定は正されるべ きものであることを主張すると同時に、ケア 協同組合としては、自らの組織によるコミュ ニティ・ケアの展開と女性の介護者を援助す るアレンジメントを制度的に明確にしておく 必要があるであろう。

エドワーズは、フェミニズムの視点から、 コミュニティ・ケアを展開するための「長期 的戦略」と「短期的戦略」を明示しているの で、われわれも、それらの「戦略」を「ケア におけるジェンダー問題」に対する重要な指 針として記しておきたい³⁷⁾。

短期的戦略

- (1)公的セクターからの援助を利用すべきで ある一私的セクターに性差別が温存され ているならば、性差別は克服されない。
- (2)反性差別政策は、貧困に起因する病弱者 や障害者を援護しなければならない。
- (3)政府の政策の結果生じる分裂に反撃する ために,介護者と被介護者のグループの 間に同盟関係が創りだされなければなら ない。

37) M.Edwards, op. cit., pp.109-110.

- (4)もう一つ別の援助を介護者に準備するために、民主的に説明し得るニーズに基づいたサービスが利用可能でなければならない。
- (5)高齢者を能力のない者と見なすステロタ イプをなくすこと。

長期的戦略

- (1) 女性が「最初の介護者」であることを望 むか否かについての実質的な選択権を女 性に与えること。
- (2)ケアには財政コストがかかることが受け 入れられるならば,経済合理主義は、そ れが個々人の福祉(well-being)にまで至 る場合には、無視されるべきである。
- (3)ケアの責任は、国民の要求に応えるべき地位にある政府によって引き受けられなければならない。
- (4)「最初の介護者」に応じた労働市場の改 革とそれに適った政策の改革。これは、 労働時間分割(タイムシェアリング)プ ロジェクトと、パートタイム労働を「無 価値なもの」と見なす烙印を拒否するこ ととを含む。
- (5)家父長制的な観点からではなく,共同的, 相互的援助の観点から,自立(independence)を再定義する必要がある。
- (6) ケア・サービスのプランニングと実践に より多くの人たちが参加するために、人 びとのコミュニティを一つの社会的集団 として認識すること。

このような戦略の上に立って,ケア・サー ビスにおけるジェンダー問題の解決が図らて いくべきであろう。何よりも、「最初の介護者」 になるか否かの選択権を女性自身がもつこ と,そしてそれを望む女性のための「ケア労 働市場」の改革と「政策」の確立を打ち出す ことが肝要である。このような戦略に立って ケア・サービスを実践するケア協同組合は、 言葉の真の意味で,高齢者や障害者の「自立」 と「参加」を促すに違いない。これによって 協同組合のもつ固有の組織文化がさらに高め られることになるだろう。

イギリスにおけるケア協同組合の展開

イギリスにおけるケア協同組合の成長は労 働者協同組合運動全体の発展と連動してい る。というよりはむしろ,ケア協同組合が労 働者協同組合運動の「第2の波」の原動力を 創りだしている,と言うべきであろう。1971 年に形成され,1976年に「産業共同所有法」 という準拠法を得た産業共同所有運動

(ICOM, Industrial Common Ownership Movement)が, 1970年代末から80年代末まで の大きな成長期を経験した後の,1980年代末 から90年代初期に現われた後退を1993年以後 から徐々に押し戻すことができるようになっ た要因は,明らかにコミュニティ協同組合(コ ミュニティ協同組合の多くは「コミュニテ ィ・ビジネス」あるいは「コミュニティ・エ ンタープライズ」を名乗った)の顕著な広が りによるところが大きかったからである。加 えて、1990年以降ICOMに結集してきている コミュニティ協同組合のかなりの部分が、高 齢者や障害者などのケア、保育・育児それに 女性の仕事おこし・職業訓練などを目的とす る協同組合ーケア協同組合は一般に、程度の 差はあるが、これらのことを事業として行な っている一であり、しかも女性組合員中心の ケア協同組合であることは特記されるべきで あろう。

それでは何故,ケア協同組合が1990年代初 期から徐々に増加し,成長していったのか。 それはコミュニティ・ケア法の成立と施行に 関係している。既に述べたように,コミュニ ティ・ケア法は1990年に成立し93年から施行 されることになっていた。サッチャーとメイ ジャーの保守党政府は,「福祉国家」制度を放 棄して,「ケアの混合経済」と「家族」に基づ

く「在宅ケア」を進めるためにこの法律を成 立させ、ケアの責任を公共セクターから私的 セクターに移した。地方自治体のSSDはケ ア・サービスの供給主体から単なるコーディ ネーターとされ、ケア・サービスの供給は私 的セクターに任されるようになった。しかし ながら、私的セクターのうち営利企業は、「人 間的な触れ合い」を必要とし、人件費がかか り, 効率性や経済性に乏しく採算があわず, 相応の利潤を得られそうもない在宅ケアにア クセスせず, ナーシング・ホームのような居 住施設ケアに傾斜していった。それに対して、 「人間的な触れ合い」を必要とする、しかも ケア・サービスの質を低下させずに在宅ケア を事業化し、同時に女性の雇用創出やコミュ ニティの再生を実現していくケア協同組合が 営利企業に代わってアクセスしてきたのであ る。ケア協同組合は明らかに1993年に施行さ れるコミュニティ・ケア法を睨んで登場して きたのである。そしてその結果、ケア協同組 合は、コミュニティ・ケア法が本来意図して いた「ケアの混合経済」やインフォーマルな

「家族によるケア」という欠陥と弱点を埋め合 わせるようにして,地方自治体との協力・連 携関係を強め、ケア・サービスの質の向上を 目指し、フォーマルな「社会的ケア」を遂行 しているのである。その意味で、コミュニテ ィ・ケアを実践しているのは、「参加・民主主 義・自治と自立・コミュニティへの関与」³⁸⁾を 組織文化として内実化させているケア協同組 合なのである。

そこで次ぎに,ケア協同組合の事例をいく つか紹介し,その後でケア協同組合の課題と 展望について論及することにしよう。

事例I:ケア・コープス³⁹⁾

ケア・コープスは、イギリス第1の保養地 ブライトンで1991年にフルタイム組合員1人 とパートタイム組合員3人で福祉事業を開始 した。ケア・コープスは、精神障害や学習障 害を経験している成人のためのハウジングと デイ・サービスを提供するコミュニティ・ビ ジネス(ICOM会員)のケア協同組合である。 ケア・コープスは、障害者のために「創造的 で有効な環境」を整え、人間性を尊重する方 法で事業を展開しており、しかもハウジング とデイ・サービスの利用と事業の管理運営に 組合員はもちろん,利用者も積極的に参加す るよう促している。ケア・コープスはその目 指す目標を「ケア・サービスの高度な質と卓 越さ,参加,連帯の自由,教育と職業訓練, 協力、持続可能性、誠実と整合性」であると している。

デイ・サービスのプログラムは、利用者の ケア・ニーズに応じたフレキシブルなサービ スを提供するよう、「利用者の参加」に基づい て作成された「個人プラン」を中心に実行さ れている。この個人プランは、比較的広い範

³⁸⁾ 国際協同組合同盟 (ICA) は, 1995年にマンチェ スターで開催された100周年記念大会で「協同組合 のアイデンティティに関するICA声明」を提案し、 次のような協同組合の「定義」と「価値」および「原 則」を満場一致で決定した。すなわち、「協同組合は、 共同で所有され,民主的に管理される事業体を通じ て,人びとの共通した経済的,社会的および文化的 ニーズと願望を満たすために,自発的に結合した人 びとの自治的な協同組織 (アソシエーション) であ る」(定義)。「協同組合は,自助,自己責任,民主主 義,平等,公正および連帯の価値に基礎をおく。協 同組合の組合員は,創設者たちの伝統を受け継ぎ, 誠実, 公開, 社会的責任および他者への配慮という 倫理的価値を信条とする」(価値)。ICA原則は次の 7原則である。第1原則:自発的で開かれた組合員 制,第2原則:組合員による民主的管理,第3原 則:組合員の経済(財務)的参加,第4原則:自治 と自立,第5原則:教育,研修および広報,第6原 則:協同組合間の協同,第7原則:コミュニティへ の関与。

³⁹⁾ Cf. Care Co-ops, Introduction, the Practice, Dayservices, Partnerships, Positive Action, Volunteers, Referrals, Member's Comments.

囲の援助ネットワークに参加する利用者と組 合員との共同の協議によって決められ,また 3ヶ月毎に資金供給機関や個々の援助ネット ワークに参加しているボランティアによって 再考・検討を加えられる。こうして,①ワー クショップ,②コミュニティ・ファーム,③ アート・プロジェクト,それに④教育プログ ラムを含んだ個人プランのコア・サービスが 作成され,それに基づいたサービスが行なわ れる。個人プランにはボランティアも参加す るが,これによってボランティアは「集団コ ア・サービスと援助」を促進するための貴重 な機会を得ることができる。

デイ・サービスの種類には「普及型サービ ス」・「コア・サービス」・「その他のサービス」 とがある。「普及型サービス」とは、①スポー ツおよびレクリエーション活動、②職業・雇 用紹介、③職業訓練・教育援助である。なお ③には「職業訓練(指導)資格」(NVQ)やそ の他の職業エリアおよびアカデミックな研究 エリアへのアクセスの援助も含まれている。

「コア・サービス」とは、①アート・プロジ ェクト、②教育、③ドラマ、④木工製作、⑤ ロウソク製造、⑥宝石細工、⑦室内装飾用編 物・織物、⑧園芸、⑨保全管理、⑩写真・ビ デオ技術、⑪音楽、⑫コンピュータ操作、⑬ 日曜大工、⑭家具リサイクル、⑮アート・ソ ラフィ(芸術技芸療法)である。そして「そ の他のサービス」とは、①身近な世話(befriending)、②ナーシング・ホーム訪問、③病院訪 問、④家計管理、⑤保険アドヴァイス、⑥薬 物療法による援助、⑦カウンセリングなどで ある。

ところで、先にケア・コープスは、「個人プ ラン」のなかに①ワークショップ、②コミュ ニティ・ファーム、③アート・プロジェクト、 ④教育プログラムを採り入れている、と記し ておいたが、これらについて簡単に説明を加 えておきたい。ワークショップは、デイ・サ ービス・プログラムのうちの「コア・サービ ス」の一部でもあり、広くかつ多様な活動の なかで技倆を高め、また体力を保持するのに 有効な機会を提供しようとするものである。 「ワークショップ」は、もともと「仕事場」 や「作業部屋」や「集団実習室」を指す言葉 であるが、ケア・コープスでは次のようなサ ービスのワークショップを用意している。① 手工芸・宝石細工ワークショップ, ②写真暗 室,③情報処理技術ルーム,④木工・金属細 エエリア、⑤家具リサイクリング・ストア、 ⑥アート・ルーム、⑦図書・情報ルーム、⑧ ニュー・ホライズン教育である。クライアン ト (利用者) はこれらのワークショップで技 術・技倆を習得しつつ、社会的自立と肉体的、 精神的健康保持を目指すのである。こうして、 ワークショップは、 クライアントが健康に有 効な環境の下で信頼と自尊心を高め、広く労 働と仕事の経験を身につけていくユニークな 機会を提供する重要な役割を果たしている。 なおケア・コープスはハウジング・メンテナ ンスを経営しているが、この事業活動はこれ らのワークショップを利用しているクライア ントによって企画・運営されていることも付 言しておく。

コミュニティ・ファームは、クライアント がコミュニティとその住民によって価値を評 価されかつ利用されるプロジェクトに自らの 技倆を積極的に生かしていく機会を与えよう とするものである。例えば、庭師の仕事がそ れである。庭師には技倆と力強さの双方の能 力が求められる。またファーム(農場)の環 境に囲まれて季節を意識し、個々人に適した 穏やかな労働や仕事に参加する治療的な、健 康維持に役立つものも採り入れられている。 後者の例では、労働・仕事の範囲は種蒔きや 繁殖から農地の耕作や施肥まで多様なので、 さまざまな精神的、肉体的ニーズをもつクラ イアントが自らの適材適所を見いだしたり, 一人であるいは集団で労働する機会を見いだ すことが可能となる。

アート・プロジェクトおよび教育プログラ ムは、サセックス大学教育学部との共同プロ グラムを作成し、「教育、職業および人間発達 コース」を設置している。このコースでクラ イアントは情報処理技術の訓練とNVQの取 得を目指し、また学ぶことの楽しみを知って、 学校教育を正規に終了しなかったために残っ ている忌まわしい教育システムの記憶を克服 して自尊心を高めていく。クライアントは、 アート・プロジェクトも採り入れられたこの コースで多種多様な教育的経験を身につける ことができるのである。

このようにケア・コープスは多様な活動を 展開しているのであるが、これらの活動のた めにボランティアの協力を得ている。とはい え、ケア・コープスにとってボランティアは 「組織の重要なエリアで活動し、しかも高度 な水準のプロフェッショナリズムをもって活 動する」ものでなければならない。ボランテ ィアは前記のワークショップ、コミュニテ ィ・ファーム、アート・プロジェクトおよび 教育プログラム, それにハウジングのエリア で協力しているが、さらに障害者の日常生活 のケアや身近な世話にも参加している。ただ し、ボランティアはケア・コープスとの間で 協約を結び、正式に配置され、明確な役割を 示され、しかもケア・コープスの「運営上の ポリシィと哲学」を十分理解しなければなら ない。

事例II:アカウント3⁴⁰⁾

アカウント3は、ロンドンの旧市内(イン ナー・シティ)の一つのエリアであるタワー・ ハムレッツ自治区をベースに、女性の職業訓 練・雇用創出による「女性の自立」を目指す コミュニティ・ビジネスとして1991年5月に 設立された。組合員は女性のみである。

この自治区は失業率が高く、その多くの家 族は「貧困ライン」以下の生活を余儀なくさ れている。住民の大部分は旧植民地からの移 民とその子孫であり、 宗教や文化そしてそれ らにともなう生活意識も多様である。例えば、 この地区では英語以外に87もの言語が使用さ れている。このような状態にあるコミュニテ ィで一般的に見られる光景は、女性の「家族 への責任」(family responsibilities)の重要性 である。彼女たちは失業している夫を支え, 子供たちを育てながら日々の家庭生活を維持 していかなければならない。エスニシティを 抱える彼女たちは妻として母として強く生き なければならず、そのために自然に「女家長 制」(matriarchy)を生みだしていく。彼女た ちは「自分たち自身の家族やコミュニティ内 部での生活に関する計画や意思決定過程に完 全に参加していく」ことになる。しかしなが ら、そのような大きな責任を負う彼女たちに 社会的な「有償労働」の機会はほとんど存在 せず、インフォーマルな労働かあるいは不当 に低い賃仕事にしか就けない。そこで彼女た ちは自らのコミュニティで自らのコミュニテ ィ協同組合を創設して、自立のための展望を 切り開こうとしたのである。

〈アカウント3の目標〉

このコミュニティ協同組合の正式名称は 「アカウント3・女性コンサルタンシィ・サ ービス」(Account 3 Women's Consultancy Service Ltd.)である。この名称は、この地区 で生活している女性の自立と責任を実現する ための「職業訓練・雇用の相談サービス」を 意味している。それ故、組合員資格は女性に 限定されている。1993年にはフルタイム組合 員3人、パートタイム組合員4人の7人であ ったが、1997年にはフルタイム組合員4人、 パートタイム組合員15人の19人でサービスを 実行し、年間およそ400人の主に女性の成人ク

⁴⁰⁾ Cf. Account3 Women's Consultancy, Business Development Plan : Women's Enterprise and Development Centre, April 1997.

ライアントと子供たちがアカウント3の事業 を利用している。

アカウント3は、タワー・ハムレッツ自治 区の自治体やその他の機関およびコミュニテ ィ住民と密接にリンクして多くの情報を得, 自治体もコミュニティとの協議の過程でこの 連携を利用している。またコミュニティ住民 と自治体はアカウント3のプロジェクトを援 助するために,用地と施設の無料使用を認め, 助成金を給付している。さらにアカウント3 は, ICOMの会員であることから, 無料の法律 上のアドヴァイスや他の情報へのアクセス, 中央政府およびEU (ヨーロッパ連合)のESF (ヨーロッパ社会基金)を得るための支援や 協同組合ダイレクトリィによる無料広報、そ れに組合員教育に関する援助などをICOMか ら受けている。このようにして、アカウント 3は、「失業した人たちの教育および職業訓練 に責任を負うさまざまな政府基金組織とコン タクトをとって」資金調達しているが、現在 のところは、①ESF、②ロンドン・タワー・ ハムレッツ自治区,③教育促進基金協会(Further Education Funding Council), $(4) \exists \xi \downarrow$ ニティ再生機関(Regeneration Companies) の各機関から資金援助を受けている。

アカウント3は、タワー・ハムレッツ自治 区の多くの女性が有償労働に就くための職業 的技能の訓練と習得を求めているにもかかわ らず、彼女たちの要求に十分応えられる制度 や施設や機会が欠如している状態をなんとか 改善しようと考え、そこで手始めに、教育を 必要としている16歳以上の男女のために政府 資金によって設けられたカレッジ・コースを 利用したが、その際に次のことに気づいた。 女性がこのコースを利用するためには、①保 育施設が極端に限定されている、②学校へ子 供を送り迎えする時間帯に授業が行なわれて いる、③英語が日常語(first language)でない 人たちのための援助システムがない、④この 地区の参加者の多くが男女共学クラスに出席 したがらないムスリム(イスラム教徒)の女 性であるにもかかわらず,女性のみのコース が限定されている,ということである。そこ でアカウント3は、「女性の雇用機会と職業訓 練の機会を拡大し,生活の質を改善する」こ とを「目標」に掲げて,自らのコミュニティ の状況や性格に適した戦略を立て,事業展開 を計画した。

〈アカウント3の事業戦略〉

アカウント3は、この目標を実現するため に,1997年に事業開発計画を立て、「女性の企 業・開発センター」のプロジェクトを起こし た。このプロジェクトは「コミュニティ内部 における経済的分極化の過程を逆転させ…十 分に統合された経済とコミュニティの再生」 を企図しようとするものであった。すなわち、 「5年を1期間とする、緩やかではあるが持 続的な成長を促すよう構想されたこのプロジ ェクトは、地方の女性にとって、とりわけ長 期間失業している女性や有償労働に就いたこ とのない女性にとって、もっとも緊要なニー ズであると認められる一連のサービスと施設 とを提供する」ことが戦略とされたのである。 そしてここに提示された「一連のサービス」 は次の4つのカテゴリーから成っているもの である。

- (1)企業イニシアティヴ:自己雇用(自営) を望む女性のために、センターはその事 業のための合理的な価格で仕事ができる 機会を用意し、資金調達、人的資源、技 術および事務などの事業上の援助を行な う。またセンターは、専門家による事業 情報・財務アドヴァイスのサービスを実 行し、クライアントを訓練する企業経営 技術の包括的プログラムを示す。
- (2) 雇用およびキャリア・アドヴァイス:センターは、求人、利用可能な社会援助および教育助成給付などを含む全面的な雇用情報を提供する。またセンターは、履

歴書作成や面接および職業訓練申請など も手助けする。

- (3) 職業訓練・開発プロジェクト:センター は、全国職業(指導)資格(NVQ)を通 じて、英語を使えない女性のための英語 教育および職業訓練対策用の「雇用アク セス前プログラム」から「監督・ビジネ ス経営管理プログラム」までを提供する。
- (4) コミュニティ・イニシアティヴ:コミュ ニティ住民のために、またその住民によ って運営される展示会やショー、それに 実地講習会にセンターが利用される。

〈アカウント3の事業展開〉

事業開発計画はこのように意欲的で挑戦的 なものであるが、それだけにこの計画はこれ までなされてきた事業展開に裏打ちされたも のでなければならないだろう。これまでアカ ウント3は主に次の事業活動を展開してきて いる。

- (1) 女性雇用アドヴァイス:総合的な女性の 雇用,起業および職業訓練サービスの提 供(アカウント3は表記速記コースの経 営を認定されている)。
- (2) トランスナショナル・キャリア・カウンセ リング・プロジェクト:ESFおよびタワ ー・ハムレッツ自治区より資金を調達し, 新たな文化的環境に入ってきた人たちが 経験している「社会的,職業的排除」の 問題への取り組み。フランスおよびアイ ルランドの同じようなプロジェクトと国 際的にリンクしている。
- (3) 雇用調査セミナー:近隣のコミュニティ とともに毎月1回組織され、女性の求人 に関わる諸問題を議論・検討し、かつては 女性の仕事として考えられなかった雇用 も含めて、女性がアクセスできる多様な 雇用や職業訓練を説明して雇用を確保す るための個人的な戦略を準備する。
- (4) バンクロフト地区ホームワーク・クラブ:

英語を十分に使いこなせない母親たちの 要請で,子供たちの宿題(ホームワーク) を手助けするために,アカウント3がバ ンクロフト地区に組織したクラブ。2人 の有資格者の教師が指導し,男女混成ク ラブと女子だけのクラブがあり,大変人 気がある。

(5) コミュニティ・ケア・サービス:在宅介 護者(home carer)として有償 (あるいは 場合によっては, 無償)の労働や仕事を 求めている個人に職業訓練の機会や援助 を与えると同時に、適切なケア・サービ スにアクセスできないエスニック・マイ ノリティに「在宅介護」のサービスと援 助を提供し、また介護者のグループに情 報を提供している。後者の場合、アカウ ント3は,在宅介護労働や仕事を求めて いる人たち並びに介護教育訓練を必要と している人たちと,彼らを雇用しようと している組織との間のリンク・エージェ ンシーの役割を果たしている。アカウン ト3によるコミュニティ・ケア・サービ スは開始以来ずっと介護に関わるさまざ まなサービスを彼らに提供してきてい る。さらにアカウント3は、タワー・ハ ムレッツ地区のアフリカ人コミュニティ ヘケア・サービスを行なっているボラン ティア組織を設立し、そのスタッフを補 充するなどの援助を続けているが、その 過程で「コミュニティ・ケア教育訓練」 のNVQプログラムが展開されるように なり, コミュニティ・ケア・サービスの 質を向上させてきている。

アカウント3は、このように堅実な成長を 見せ、意欲的かつ挑戦的な事業開発計画を打 ち立てることができたが、しかし他方で、「利 用可能な(人的)資源とクライアントのニー ズの充足との間の重大なギャップ」に直面し ている。スタッフ不足、キャッシュ・フロー (資金繰り)問題、新しいコミュニティ・プ

NII-Electronic Library Service

140

ロジェクトの遅れ,施設不足,事務管理技術 の不十分さ,それにクライアントの利益に影 響を及ぼす私的セクターへのアクセス不足な どの課題や問題をアカウント3は解決してい かなければ,これ以上の成長を望むことがで きないだろう。ケア・サービス事業を含むコ ミュニティ協同組合の能力を高めるために も,アカウント3のような協同組合事業の一 層の展開が待たれるところである。

事例III:リーキン・ケア協同組合(WCC)⁴¹⁾

リーキン(Wrekin)はイングランド中西部 のウェールズと境を接するシュロップシャー のなかのテルフォードとその周辺の地域名で ある。リーキン・ケア協同組合はこの地域で 1991年7月に設立された。設立前後は高齢者介 護のボランティア組織であるエイジ・コンサ ーンやシュロップシャーとテルフォード市当 局から援助を得た。とりわけシュロップシャ ー当局による10,000ポンドの助成金は設立間 もないWCCにとってきわめて有効かつ重要 な援助であった。WCCは10人のケア・ワーカ 一組合員によって設立されたのであるが、設 立をリードしたのはリーキン地区評議会に勤 め、コミュニティ開発に携わっていた女性労 働者のジェニィ・ロウであった。WCCは ICOMの会員に登録し、ICOMからさまざま なサービスやアドヴァイスを受けている。

WCCは、テルフォードとその周辺の都市地 域で週7日ーすなわち、毎日-24時間体制でケ ア・サービスを供給しているが、需要に応じ きれないでいる。クライアントの多くは社会 保障を受けている高齢者や障害者である。 WCCは、そのケア・サービスについて宣伝を しないので、ケア・サービス事業を専らいわ ゆる「口コミ」と「法定サービス機関」であ るSSDからの紹介とによって行なっている。 WCCは比較的大規模なコミュニティ・センタ ーを経営しているが,その施設は低料金で市 当局が賃貸してくれている。1994年にはケ ア・ワーカー組合員の数は51人となり、大き な成長を見せてきた。すべてのケア・ワーカ ーは組合員であるが,組合員資格の形式は, 後で説明するように、「仲介(エージェンシィ) 協同組合」による「自己雇用」(self-employed)である。すなわち、WCCのケア・ワー カーは、クライアントから直接1時間あたりの 定額料金受け取り,そのなかから1時間当たり 1ポンドを協同組合に支払うのである。これに よって、WCCに雇用されている2人のフルタ イム・スタッフー1人はマネジャーのジェニ ィ・ロウであり、もう1人はコーディネータ ーのロレインである―の所得が確保されてい る(ただし、ジェニィの最初の18ヶ月間の所 得とロレインの12ヶ月のそれは市当局によっ て支払われた)。1995年のWCCの出来高総額 ーすなわち,組合員から協同組合に支払われ た総額―は約180.000ポンドに達している。

WCCのケア・ワーカーになることを希望し た人たち一全員が採用されるとは限らない--は協同組合の組合員として必要とされる事柄 を習得するために数週間にわたる訓練コース に参加しなければならない。経営委員会のメ ンバー12名は年次総会で選出され,委員会は 毎月1回開催される。またインフォーマルな 会合も月1回程度は開かれていて,組合員の 意見や苦情などを聞くことになっている。 WCCのさまざまな決定は組合員のコンセン サスによっている。

先に述べたように、WCCはテルフォード市のSSDと密接な関係を維持しているので、ケア・サービスのエリアでの競争はあまり起こ

⁴¹⁾ Cf. Rachel Sloan, Co-operatives in Community Care : A Multiple Case Study, June 1996, and Roger Spear, Aude Leonetti and Alan Thomas, Third Sector Care : Prospects for Co-operative and Other small Care Providers, Open University, 1994.

らないだろう、と楽観視している。他方でジ ェニィは、ケア・サービスの質を維持し、向 上させるためにはWCCをあまり大規模にし ない方が良い、と考えている。その上彼女は、 コミュニティ・ケア法はWCCにさほどインパ クトを与えなかった、とも考えている。市当 局とSSDは初めから個々のクライアントを 基礎とした「ケア・パッケージ」のための機 関に契約を発注してきたからである。WCCは そのもっとも重要な機関であったのである。 今後WCCは、シュロップシャーにある3~4 のケア協同組合とソーシャル・ケアのNVQを 視野に入れた協力関係を築いていくことにな るであろう。

事例Ⅳ:ウォールソール・ホーム・ケア協 同組合(WHCC)⁴²⁾

WHCCはバーミンガムのメトロポリタン 地域に位置しており、主にその地域の高齢者 にケア・サービスを提供している。ICOMの会 員である。WHCCは、前記の3つの事例の協 同組合よりは比較的古く、1989年一すなわち、 コミュニティ・ケア法が成立する1年前-に 組織された。それまで無償の、あるいはイン フォーマルなケア・サービスを提供してきた 28人の女性たちがフォーマルで有償の労働と 仕事を創出するためにWHCCを設立したの である。その設立を支援したのはブラック・ カントリーの協同組合開発機関 (CDA) であ り、また市のSSDケア担当職員からの援助も あった。市当局は1,000ポンドの助成金を供与 してくれた。現在,最初の28人のうちWHCC に残っているのは4人になってしまった。その 内の1人である指導者のエヴェリン・ニール は事業の財務関係を扱い, WHCCの代表とし て活動している。

初期の発展には目覚しいものがあった。

1991年にはケア・ワーカー組合員の数は120人 にも増加し、1993年の中葉には250人を数え、 WHCCの出来高総額は約750,000ポンドに達 した。WHCCは、この時期に地方自治体が行 なっていたホーム・ケア・サービスを引き継 いで,競争する組織もなく協同組合-WHCC も「自己雇用」のケア・ワーカー組合員から 構成される「仲介(エージェンシィ)協同組 合」である―を経営することができた。しか し、その後ケア・サービスの市場は拡大して きたのにWHCCの出来高総額は増加せず,ケ ア・ワーカー組合員の数も増えていない。こ の原因の一つは組織内部にあると思われる。 事務処理能力の低さとニールの高齢による彼 女自身の仕事量の減少などが考えられる。こ のためWHCCは電算化を行ない, 簿記および 組合員名簿・給料の一層効率的なシステムを 確立しつつある。他方,外部のそれとしては, 地方の経済的理由からキャッシュ・フロー問 題が考えられる。

WHCCは,主に高齢者のための在宅ケア・ サービスを提供しているが,ボランティア組 織とも協力して精神障害者や肉体的障害をも つ人,それに子供のケア・サービスも行なっ ている。部屋のクリーニング,洗濯,食器洗 い,着衣や食事の手助け,ベッドから起きる・ ベッドで眠るなどの家庭内ケア・サービスが それである(ナーシング・ケアは行なわない)。 WHCCではケア・サービスの質が厳しくチェ ックされ,モニタリングが行なわれている。

ケア・ワーカーは、クライアントが支払っ たサービス料金のうち17.5%の手数料を協同 組合に支払う。この数字はケア・ワーカーと 協同組合との協定による。経営委員会は8名 で構成され、そのうち5名がケア・ワーカー である。委員会は月に1回開催され、重要な 問題については特別な会合がもたれる。管理 業務は5人の事務担当スタッフと1人のパー トタイムのケア・ワーカーとで行なわれてい る。WHCCは医療保健局やSSDとリンクして

⁴²⁾ Cf. Roger Spear, Aude Leonetti and Alan Thomas, *ibid*.

おり,またエイジ・コンサーンとも協力関係 を保持している。今後WHCCは,これらの組 織や団体からケア・サービスの拡大だけでな く,地方の雇用創出への貢献を期待されるよ うな力量を身につけなければならないだろ う。

ケア協同組合の現状と課題

上記のケア協同組合およびケア事業を営む コミュニティ協同組合の事例からも推測でき ることであるが、ケア協同組合およびケア事 業を営むコミュニティ協同組合の多くは、コ ミュニティ・ケア法が成立する前後の年に設 立され、地方自治体のSSDやボランティア組 織やその他の団体と緊密な連携と協力関係を 維持しながら、高齢者や障害者の在宅介護を 中心とするコミュニティ・ケアを担ってきて いる。これらの協同組合はまた、コミュニテ ィ・ケア法の欠陥を埋め合わせ、コミュニテ ィの経済的、社会的再生をも視野に入れた運 動を展開して、民主的運営、参加、自治・自 立に基づいた協同組合の組織文化の優位性を 明示してくれている。

このようなケア協同組合やコミュニティ協 同組合のために資金を調達し,情報を提供す るだけでなく,運動全体を指導してきた ICOMは,1998年6月に『ケアの協同:イギリ ス協同組合協議会のためのケア協同組合に関 する研究』(Co-operating in Care: A Study of Care Co-operatives for The UK Cooperative Council)を発表して,ケア協同組 合の現状と課題を明らかにした。そこでここ では,『ケアの協同』に依拠してイギリスにお けるケア協同組合の「現状と課題」を多少詳 しく見ることによって,上記4つのケア協同 組合の事例を補完することにしたい。

ノーマン・ジョンソンは『福祉国家のゆく え』のなかでコミュニティ・ケアについて次 のように主張した。

コミュニティ・ケアの人気の理由の一つ は、施設とコストの配慮への圧力であった。 コミュニティ・ケアはしばしば有給の専門 ワーカーによるコミュニティにおけるケア として理解されている。しかしそれは、ほ とんどあるいはまったくと言っていいほど 専門職による援助を受けないなかでの、家 族によるケアをしばしば意味する。コミュ ニティ・ケアをコミュニティによるケアと 定義することは福祉多元主義の思想に一層 合致している。このような脈絡で有効な定 義となるのはエイブラムズによって提示さ れたものである。エイブラムズは、 コミュ ニティ・ケアを、「日常の家庭と職場におい て活動している社会の普通の人びとによる 他者に対する援助、支援、保護の提供」と 定義している。43)

コミュニティ・ケアは、「コミュニティにお けるケア」よりもむしろ「コミュニティによ るケア」であるべきだ、とノーマン・ジョン ソンは言っているのであるが、われわれもま た、彼に倣って、「ケア協同組合はコミュニテ ィ・ケアの主要な担い手になり得る」、と強調 したい。何故なら、ケア協同組合が担う「コ ミュニティによるケア」は、「家族によるケア」 を意味するのではなく、文字通り「社会の普 通の人びと」が「他者」に対して行なうこと のできる「援助、支援、保護の提供」を意味 し、加えて、ケア・ワーカーの専門的援助に よるケア・サービスを供給し提供することが できるからである。ICOMの『ケアの協同』も そのことを良く示している。

〈調査結果の概要〉

『ケアの協同』はイングランドとウェール

43) ノーマン・ジョンソン, 前掲書, p.66.

ズで運動を展開している49のケア協同組合に ついての調査報告書である。それは、アンケ ート調査、面接、電話インタヴューによる比 較的正確なケア協同組合の実態をわれわれに 知らせてくれる。しばしば述べたように、ケ ア協同組合の多くは、コミュニティ・ケア法 が成立した1990年前後に設立され、比較的早 い速度で成長してきた。調査対象ではないが、 事例IVのWHCCは、設立時に28人のケア・ワ ーカー組合員で出発し、1991年には120人、 1993年の中葉には250人を数え、大きな成長を 示した。ところが、1997年にはWHCCの組合 員は140人へと大幅に減少してしている。減少 の要因が何であるかは不明であるが、WHCC の指導者の高年齢化とケア・サービスの質の 維持および向上のためには大規模化を避けた 方が良いとの判断があったことが考えられる

(事例IIIのWCCを参照)。他方,ラフバラのシ ェフシード・ケア協同組合は,わずか2人で 出発したのに,3年後の現在では97人のケア・ ワーカー組合員を擁するまでに成長してい る。小規模なケア協同組合のサンプルには「年 平均成長率が22%から265%までの幅があっ た」、と調査報告書は記している⁴⁴⁾。49のケア 協同組合の90%は主に高齢者のクライアント にケア・サービスを供給しており,約46%の ケア協同組合は成人および児童の障害者にサ ービスを供給している。

調査のサンプルとなった22のケア協同組合 のケア・ワーカー数を見ると、4人~70人のば らつきがあるが、平均すると33人である。ま た20のサンプルの週当たりサービス時間数 は、最少が35時間、最多が1,400時間で、平均 620時間である。さらに15のサンプルの年間取 引き高は21,000ポンド~300,000ポンドで、平 均は100,000ポンドである。調査対象となって いるケア協同組合の約半数の年間取引き高は 100,000ポンドを超えていない。

ケア・サービス料金については次のようで ある。昼間のケア・サービス料金は、1時間 当たり3.3ポンド~7.5ポンドの幅があるが、 大多数のケア協同組合では1時間当たり5~6 ポンドとなっている。夜間の料金も同じく, 5.50~8.50ポンドと幅があるが, 平均すると 6.11ポンドとなり、週末の料金は平均6.55ポ ンドと多少高めとなる。また一般公休日 (bank holiday)の料金は8.59ポンドである。 ケア・ワーカー組合員に支払われる賃金は、 昼間が1時間当たり4ポンド~7ポンド、夜間, 週末、公休日にはそれ以上になる。大部分の ケア・ワーカー組合員はパートタイムでサー ビスを供給しており、フルタイムの組合員は 最大で50%、23のサンプルのケア協同組合で 見ると、718人のケア・ワーカー組合員の20% がフルタイム、80%がパートタイムである。 「このパターンは、しばしば、家族への責任 とこの種の労働とを組み合わせる必要のある ケア・ワーカー (その大多数は女性である) の特別なニーズを満たしているのであって, あるケア・ワーカーは夜間に、あるいは昼間 の特定の時間に、さらにはまた週末に働ける ような機会を歓迎している。」45)

ところで、先に簡単に触れておいたが、ケ ア協同組合には2つの基本的な組織構造があ る。それらは、付加価値税(VAT、消費税)、 所得税および国民保険料と関連するのである が、「仲介(エージェンシィ)協同組合」モデ ルと「労働者協同組合」モデル(あるいは「プ リンシィパル協同組合」=組合員主体の協同 組合モデル)である。前者は、ケア・ワーカ ー組合員は「自己雇用」の形式を取り、管理 運営と選定業務のような、サービスを集中す るための手数料を協同組合に支払うシステム

⁴⁴⁾ ICOM, Co-operating in Care : A Study of Care Co-operatives for The UK Co-operative Council, June 1998, p,15.

⁴⁵⁾ Ibid., p.18.

になっている。後者は,協同組合自体がケア・ サービスの供給事業を行い,サービスを提供 する組合員を雇用する,という形式を取るの で,ケア・ワーカー組合員は協同組合の従業 員となる⁴⁰⁾。前者の場合,「自己雇用」のケア・ ワーカーは国税局に年度末に所得税を申告 し,税制年度において3,260ポンド以上の所得 がある場合には週当たり5.75ポンドの均一税 率を支払う。後者の場合は,ケア・ワーカー は労働者協同組合の「従業員」と見なされる ので,彼らの所得税は協同組合によって「賃 金」から控除され,したがって,「雇用主」た る協同組合が彼らの控除された所得税を国税 庁に毎月支払うことになる。

ケア・ワーカーは、「仲介(エージェンシィ) 協同組合」モデルか、それとも「労働者協同 組合(プリンシィパル協同組合)」モデルを選 択するのであるが⁴⁷⁾、多くのケア・ワーカーは 前者を選択しており、後者は「少数派」(35%) である。アンケート調査結果によると、後者 の「組合員主体」の労働者協同組合を選んだ 理由として、ケア・ワークにおける「より良 い保障と条件」がある、と回答している。確 かに、後者は、「自己雇用」のケア・ワークよ りも費用がかかるが、しかし、「長期的にはあ

47) しかし、ケア・ワーカーがケア協同組合の「従業員」であるか、「自己雇用者」であるかは個人的な選択の問題ではない。最終的には、国税局と保険局、あるいはそれらのいずれかによって決定される。とはいえ、「従業員」であるか、「自己雇用者」であるかの法的な明確なガイドラインは存在しない。それでも、「自己雇用者」には次のような「定義」が当て厳まる。①自分のケア・ワークに対してかなりの程度のコントロールができる(何時、どのように行なうか)、②定期的なケア・ワークを保証されない、③休日や(自分が)病気のときには所得がない、④自分の行なうケア・ワークのリスクと過失を負う、⑤自分自身の装備や用具を利用する、⑥ケア・ワークを行なうために他の人を派遣する権利をもつ、などである(Ibid., p.55)。

らゆる人たちに利益をもたらす」、と回答者は 強調している。SSDもケア・サービスの契約 は前者ではなく、後者と行なうとしており、 また地方の「協同組合開発機関」も、後者が 常に求められるようにケア・ワークにおける 「より良い条件」を提示したい、と主張して いる。しかしながら、これらのことが逆に「プ リンシィパル・モデル」の労働者協同組合に 「マイナス」になっている。というのは、SSD の財政が減少してきていることから、SSDと の契約に頼ることは協同組合の経営を悪化さ せることに繋がるからである。ケア協同組合 は総じて個人的なクライアントとの契約の比 率を高めなければならなくなっているのであ る。

<ケア協同組合の課題と展望>

これまで述べてきたICOMの調査結果から、大まかではあるが、われわれはケア協同 組合の現状をある程度捉えることができた。 そこで次ぎに、これらのケア協同組合の重要 ないくつかの課題と展望について簡潔に論及 することにしよう。

ケア協同組合のもっとも重要な課題は、「ケ ア・サービスの質」を持続的に向上させるこ とである。既に見たように、コミュニティ・ ケア法は、「ケアの混合経済」を押し進めるた めに、それまでSSDによって供給されていた ケア・ワークを外部化=民営化させた。そのた めにSSDはケアの供給主体からコーディネ ーターへとその役割を変えることになった が、この変化によりケア協同組合は「ケア・ サービスの質」に関わるいくつかの問題に直 面することになった。第1に、特にシュロッ プシャーのWCC (事例III) のようなケア協同 組合からすると、地方自治体はケア・ワーク の「購買者・提供者・規制者」という「三重 の性質」を抱えているのであって、この性質 のためにケア協同組合はコストをかけたケア ができないでいることである。この状況は,

⁴⁶⁾ Ibid., Appendix 3, p.55.

SSDから援助を受ける一方で、ケア協同組合 がSSDと「競合関係」にあることを明示して いる。というのは、SSDは高率の報酬とより 良い条件を提示することができるのに、事実 上コストのかかるケア・ワークをさせないで いるからである。この状況は、ケア協同組合 がしばしば直面するキャッシュ・フロー問題 の要因になっている48)。さまざまな地方で設 立されているケア協同組合の多くはSSDと の関係が比較的強いので、この「競合関係」 はケア協同組合をして私的、個人的クライア ントとの契約を重視させることになり、結果 的に、低所得のコミュニティ住民に「ケアの 不公平」をもたらすことになるし、間接的に 「ケア・サービスの質」にも影響を及ぼすこ とになる。ケア・ワークの「質」は、協同組 合のケア・ワーカーが言っているように、「人 びとを公平に扱っている」・「地方の人びとの ために優れた質の仕事 (ケア)を提供したい」 という感情とモティヴェーションにまず基礎 をおくからである49)。

第2に、ケア・ワークの補充と継続の問題 がある。ケア・ワークは非常にハードであり、 しばしば早朝、夜間、週末あるいは公休日に 行なわれる。またケア・サービスを受ける高 齢者もしばしば知覚障害や身体障害、それに 痴呆性をもっている場合がある。ケア・ワー クには汚れやすく、不快な仕事をともなうこ とが多く、ストレスが蓄積される。このよう なケア・ワークを行なうケア・ワーカーを協 同組合に補充し、その経験と技倆を保持して いくことは、ある意味で、ケア協同組合の最 大の関心事である。ケア・ワーカーの補充に はジョブ・センター(公共職業安定所)が利用 されたり、またいわゆる「口コミ」で求人する のであるが、質の高いケア・ワーカーをスタ

48) *Ibid*., p.29.

ッフにしていくためには、「賃金」の高さが一 つの重要な要因となる。調査対象であるケア 協同組合の1時間当たり賃金は4~5ポンド で、民間営利セクターのケア・ワークよりも 高いが、SSDのケア・ワークよりは低いし、 また需要が少なく、ストレスも少ないサービ ス部門の労働よりも良くないことも確かであ る。ケア・ワークがより高い賃金を形成する ようになれば、ケア・ワークの労働市場に男 性がアクセスし、その結果、女性が次第に市 場から排除されていく可能性は十分考えられ るが、現在のところそのような状態はつくら れそうにもない。 そうであるならば, ケア・ワ ークを社会的に担うのは依然として女性であ ろうージェンダー問題が強調される所以でも ある-が、2004年まで若い女性の数が減少し 続けることから、ケア・ワークの労働市場に アクセスするのは相対的に中年以上の女性で あると考えられるので、ケア・ワークの補充 と継続に疑問が投げかけられるのである。そ れでは、どうすればよいのか。一つの回答は ケア・セクター全体においてケア・サービス 時間を保証し、賃金と労働条件を改善するこ とであろう。この点で、(1999年から実施され る)最低賃金制は一定の効果をもつであろう し、またケア協同組合のスタッフに良好な条 件を確実に準備することを妨げるような SSDとの契約関係を再考することが必要で ある。後者のことについては「SSDとの適切 な契約はケア協同組合を健全な状態にするの に決定的に重要である」との協同組合銀行の 見解が参考になる。「地方自治体の総収入はケ ア・セクターにとってもっとも重要なのであ るから、これを確実にすることは長期的な存 続可能性のために決定的である。SSDは経営 リストを減らし、契約を縮小しているが、こ れはケア・セクターへの信頼と最終的には中

⁴⁹⁾ Ibid., p.21.

⁵⁰⁾ Ibid., p.31.

長期的計画化への信頼とに強い影響を及ぼすのである」⁵⁰⁾。

協同組合銀行は、もちろん、このような状 況は公的なケア・サービスの外部化=民営化の 一部であることを認識しており、それ故、ケ ア協同組合とSSDとの契約関係を従来に増 して「長年の成熟した契約関係」にし直して いくことを主張しているのである。そうする ことによって、ケア・ワークの質は保持・改 善され,賃金と労働条件はこのサービス部門 の平均を上回ることができるのである。これ を要するに、ケア・ワーカーの補充と継続の 問題は実質的には完全に解決されないであろ うが、ケア協同組合がケア・サービスを外部 化せざるを得ないSSDとの「成熟した契約関 係」を打ち立てて、ケア・サービスの質の向 上,賃金と労働条件の改善を図っていくこと が肝要である、と言っているのである。

第3の問題は財務とマネジメントのそれで ある。既に見たように、多くのケア協同組合 は地方自治体の援助を得て設立されただけで はない。それらの初期のケア事業もSSDの援 助と協力によって遂行された。したがって, ケア協同組合には多かれ少なかれ現在もなお その影響が見られる。典型的には、それは「資 金繰り問題」としてケア協同組合の「財務」 に反映している。地方自治体から自立して, 資本を確保することの困難なケア協同組合が かなりある。ケア協同組合における資本調達 の困難性は、主に「事業の計画化」と「資金 調達技術」の「貧困さ」にあると思われる。 例えば、協同組合銀行は、ケア協同組合の社 会的に重要な役割を十分理解して「コマーシ ャル・ローン」の便宜を供与してきたが、そ れ以上の援助を実行するとなれば、適切な事 業計画と財務マネジメントが提示されなけれ ばならない、と強調している。ICOMの調査結 果もケア協同組合のこのような欠点を指摘し ている。

事業マネジメント技術と財務マネジメン ト技術とは関連しているのであって、後者 は、ケア協同組合の大部分が長期貸付けを 必要とする領域に成長し、多様化すること から利益を得ることができる技術と見なさ れている。ケアすることの意味を理解して いるケア・ワーカーあるいはケア・マネジ ャーは,時として,適切な事業的慧眼を欠 落させている。この問題は、とりわけ、地 方自治体からケア協同組合に仕事を移した 人たちに極端に現われる。SSDの文化と事 業経営環境の文化は、実際のところ、非常 に異なっているのであるから、必要な事業 技術を教えるだけでなく,思考様式を変え, 企業的心構えを繰り返し教え込むための研 修と援助が求められるのである。51)

現在のところ、ケア協同組合は、「自己雇用 と付加価値税の問題」を含めて、このような 問題に直面し,かつ対処しているのであるが, それでは、ケア協同組合の展望はどのような ものだろうか。まず言い得ることは、高齢者 人口の増加とともにケア・ワークあるいはケ ア・サービスの市場は拡大していく、という ことである。またケア・セクターにおける営 利企業は「居住施設型ケア」に次第に特化し ていくだろうこと(OECDはケア施設で生活 している高齢者が増加している、と報告して いる),他方,対人サービス型在宅ケアの需要 が増大することも十分予測される。おそらく, ケア協同組合の事業活動領域はこの「対人サ ービス型在宅ケア」に特化していくことであ ろう。というのは、資本調達においていくつ かの障壁を飛び越さなければならないケア協 同組合が居住施設型ケアを事業化することは 決して不可能ではないにしても、多くの困難 を伴うのであるから、それよりもむしろ、前

51) Ibid., pp.32-33.

述したような協同組合の組織文化を十分に生 かせるケア・サービスを実践した方が現実的 であるし,社会的に有益である。個人の自立・ 自律を維持するために,可能な場合にはいつ でも在宅ケアを行なうことが最良である,と の認識は大方のところ一致している。その意 味では,在宅ケア・サービスの需要は増大す るであろう。多くの人びとは自分の家で高齢 期を送ることを望んでいるのであるから,ケ ア協同組合がこの希望を可能にする「費用効 果」方法,例えば,「ケアの予防的アプロー チ」・「リハビリテーション・アプローチ」・ 「複合的ニーズ・アプローチ」を開発するべ きである。

在宅ケア・サービスの需要の増大が見込ま れるとするならば、ケア協同組合はどのよう にして、それに対応するべきであろうか。お そらく、あるケア協同組合は「スケール・メ リット」を重視して、規模の拡大を目指すか もしれない。他のケア協同組合は、「コミュニ ティによるケア」と「ケア・サービスの質」 を重視することから、単なる規模ではなく、 連合組織の形成によるネットワークに基づく ケア編成を目指すかもしれない。いずれの場 合も可能であるが,将来的には後者を選択す るケア協同組合が主流になると思われる。そ の兆候は既にイタリアに現われており、コミ ュニティを基礎とするイタリアのおよそ60の 社会的協同組合は「コンソーシアム」(第二次 協同組合組織)を形成して、個々のケア協同 組合の規模は小さいが、各ケア協同組合がネ ットワークを編成することで小規模であるこ とをカヴァーし、その上にコンソーシアムが ケア技術の研修を組織し,財務マネジメント, 事業マネジメント,経理,法律上のアドヴァ イス、社会保障制度などを指導しているので ある。イギリスでもSSDのコーディネーター やCDAのプロジェクト・ワーカーは各コミュ ニティを基盤とするケア協同組合間のネット ワークに基づくケア・サービスを志向してい る。事例IIIのWCC(リーキン・ケア協同組合) が「ケア・サービスの質」を保証するメカニ ズムとして掲げている「主要な職務と責任」 は、イギリスにおけるケア協同組合の志向を 暗示している。いくつか示しておく⁵²⁾。

- (1) クライアントに直接的なサービスを供給 する。
- (2)各クライアントに敏速で,信頼でき,質 の高いサービスを供給する。
- (3) 適切にクライアントの自立・自律を励ま し、支える。
- (4) クライアントに対し支えの役割と介護の
 役割とを果たす際には、家族の成員とと
 もにそれを行なう。
- (5) クライアントの立場に立つことのできる SSDのメンバーとパートナーシップを 組む。
- (6) クライアントと家族あるいはそのいずれ かについてのどんな心配事もマネジャー あるいはコーディネーターに報告する。
- (7)高い倫理的規範および専門的水準を維持 する。
- (8)協同組合のマネジャーが決めた研修およ び管理運営会議に出席する。

むすび

イギリスにおけるケア協同組合は、いわば 「コミュニティ・ケア法」の副産物であった。 ミセス・サッチャーと保守党政府はベヴァリ ッジ主義に基づいたイギリス的福祉国家の終 焉を宣告して、ソーシャル・サービスやその 他の福祉行政を縮小したが、皮肉にも、高齢 者介護や障害者介護に対しては1990年前後か ら組織されたケア協同組合やコミュニティ協 同組合がこれに対応した。これらの協同組合 は、確かに、女性の雇用創出や仕事おこし、

⁵²⁾ Ibid., Appendix 4, p.56.

経済的,社会的自立という意識をその背後に 抱えていたが,しかし,決してそれだけの意 識ではなく,そこにはもっと広い,もっと人 間的なコミュニティ生活の感情が横たわって いた。本論で取り上げた4つの事例はそのこ とをよく物語ってくれている。コミュニティ における人びとの生活は,協同組合の組織文 化を正当化するのに十分なほど相互扶助的要 素を残していたし,「福祉」は,単なる行政上, 政治上の要素ではなく,人びとのコミュニテ ィ生活に密接に結びついている生活上の要素 であることをケア協同組合やコミュニティ協 同組合は知らせているのである。

ところで、われわれは、イギリスでのケア 協同組合やコミュニティ協同組合の展開が独 りイギリス固有の仕方でなされた、と考えて はならないだろう。それは、ICOMが主張して いるように、1970年代末から始まった西ヨー ロッパ規模での現象であり、イギリスでの現 象は文字通り西ヨーロッパにおける一環であ る、と位置づけられるべきだろう。時期に多 少の相違はあるが、西ヨーロッパ諸国では社 会的ケアの供給制度の変更や福祉財政の変更 がなされた際に,国家の選択と共同のサービ スを求める要求とのギャップを協同組合の組 織文化が埋めていったのである。イタリア, スペイン、スウェーデンなどでの取り組みは そのことを証明している⁵³⁾。とりわけイタリ アでは1994年に約2,000もの社会的協同組合 が設立され、規模は小さいけれども、確実に コミュニティに根を張った存在になっていっ た。イギリスにおけるケア協同組合やコミュ ニティ協同組合の展開もまた、国家行政とコ ミュニティ住民の要求とのギャップを埋めて いるのである。その点については何度か言及 しておいた。

翻って、日本の「福祉」の状況を眺めてみ

るとき、国家行政とコミュニティ住民の要求 とのギャップは、西ヨーロッパのどの国より も大きい、と言わざるを得ないであろう。公 的介護保険制度は決してこのギャップを埋め ることはできないし、現在のままで推移する ならば、むしろギャップは広がっていく、と 懸念されるのである。そこで、生協や農協に よる高齢者介護の役割が注視されることにな るが、イギリスでの事例は生協や農協にも十 分参考になるし、学ぶところも大きいであろ う。しかし同時に、イギリスでの事例からよ り多くを学び得るのは労働者協同組合なので ある。イギリスのケア協同組合もコミュニテ ィ協同組合も、基本的には労働者協同組合で あり、それらの組織文化は日本の労働者協同 組合と寸分もたがわないのである。21世紀に おけるわが国の社会は、これまでのような大 量生産・大量販売・大量消費・大量廃棄とい う経済システムを文字通り「廃棄」しなけれ ば前進しなくなる,「福祉社会」となるであろ う。それは、単に人口統計学的な変化が引き 起こす現象ではなく、コミュニティを基盤と する人びとの生活に不可欠なインフラストラ クチャーを整備し、かつ自然的環境を保全す ることで、農林漁業の地域産業とコミュニテ ィ経済を活性化させ、人びとが「コミュニテ ィの質の向上」と「内容豊かな生活」(wellbeing)を感じ取れる、そういう社会システム をもつ社会なのである。「福祉国家」亡き後に やって来るのは、「市場原理主義社会」ではな く、「福祉社会」なのである。

⁵³⁾ Cf. *ibid*., p.13.